

# JJAOT

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)

## 日本作業療法士協会誌

2021

1

年頭のご挨拶

新しい生活様式に適應する作業療法実践の推進と  
協会の体制整備

2021年度役員改選について

第54回日本作業療法学会 報告

### Important NEWS

●生涯教育制度：受講記録の電子化のお願い

#### 【協会活動資料・諸規程】

●2021年度重点活動項目

●生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程・細則

●生涯教育基礎研修制度規程・細則

#### 【追悼】

名誉会員 森山早苗先生

#### 重要なお知らせ

p.7に必ずお目通してください

JAPAN 一般社団法人

日本作業療法士協会



# JAOOT

## 日本作業療法士協会誌

# CONTENTS

The Journal of Japanese Association of Occupational Therapists (JJAOT)

目次 ● 2021年1月15日発行 第106号

10 **追悼** 名誉会員 森山早苗先生 寺山久美子

2 **ピックアップ** 年頭のご挨拶  
新しい生活様式に適應する作業療法実践の推進と協会の体制整備

8 2021年度役員改選について

25 第54回日本作業療法学会 報告

### Important NEWS

9 生涯教育制度：受講記録の電子化のお願い

4 会議録 2020年度 第5回定例理事会抄録（2020年11月）

6 協会各部署活動報告（2020年11月期）

7 事務局からのお知らせ

12 協会活動資料

- 2021年度重点活動項目

14 協会諸規程

- 生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程および細則
- 生涯教育基礎研修制度規程および細則

26 知っておきたいキーワード

- 司法編②「裁判と審判」
- 障害福祉編③「障害福祉サービスを活用するなら、指定一般相談支援へ」

28 新たな生活様式でできること  
—COVID-19状況下における作業療法—

- 高校生のための普及啓発事業—オンライン座談会の開催報告—

30 **連載** MTDLP実施・活用・推進のための情報ターミナル⑳

- 次の扉を開く！ 啓発・普及から定着・展開へ

32 『作業療法白書』発刊に向けて②

- 一人一人の作業療法士が「作業療法白書」をつくる

33 国際部 Information

- 2021-2022年開催予定の国際学会に関する情報

34 総合事業5分間講読

- 地域包括推進部 地域ケア会議班3年間の歩み

5 お詫びと訂正

39 求人広告

36 2020年度協会主催研修会案内

40 編集後記

38 日本作業療法士連盟だより

# 新しい生活様式に適應する 作業療法実践の推進と協会の体制整備



一般社団法人 日本作業療法士協会  
会長 中村 春基

あけましておめでとうございます。

昨年は COVID-19 の感染が世界的に拡大するなか、我が国もその対応に明け暮れ、追い打ちをかけるように令和 2 年 7 月豪雨等の災害にも苦しめられた一年でした。亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、闘病中の方々、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。2021 年が会員および国民の皆様にとりまして健康で幸福な一年となりますことを心から願ってやみません。

以下に、2020 年度の主な活動報告と 2021 年度に計画されている本会の方針等について説明いたします。日本作業療法士協会は会員の皆様と共に、これらの活動を通して、この課題に対応してまいりたいと存じます。

## ○協会組織の再編について

法人制度改革の主旨に則り、また国民・士会・会員のニーズに迅速かつ柔軟に対応できる集約型の会務運営体制を実現するため、一昨年度から協会組織の見直しを行ってまいりました。昨年末によく基本的な枠組みを取りまとめることができましたので、2021 年 5 月の定時社員総会にはその骨格をお示しする予定です。新体制への移行は 2023 年度からを予定していますが、それに先立って本年 4 月より、福祉用具対策委員会は制度対策部から独立して「生活環境支援推進室」に、法人運営部門内にあった生活行為向上マネジメント士会連携支援室は「MTDLP 室」にそれぞれ名称を改め、より総合的な取り組みができる部署として活動を開始します。2023 年度からの新体制においては、これまでそれぞれ部・委員会という半ば独立した組織形態で運営されてきた事業活動を事務局に集約し、事務局内の部・課の業務として展開していく予定です。

なお、懸案の新コンピュータシステムは、本会と会員を結び、本会と士会との連携を支え、本会の事業活動を円滑に遂行するための最重要のインフラとして位置付け、整備を進めてまいりましたが、開発の遅れにより会員・士会の皆様にはたいへんご不便をおかけしております。教育部関連の最重要の機能につきましては目下急いで開発を進めており、3 月末を目途にリリースする予定ですが、それ以外の生涯教育系の諸機能や、会員管理・会費収納・事務局側の操作に係る諸機能については、さらに数年かけて開発を続け、順次公開してまいります。

## ○士会員＝協会員に向けた具体的な取り組みについて

士会員＝協会員の実現に向けた取り組みは、昨年特設委員会を設置して検討を進めてきており、新年度には、実現に向けた方策とスケジュールの最終案、課題への対応方法等を提示する予定です。これが実現しますと、入会、会費の納入、勤務地等の異動手続き、会員情報等を一元的に管理することができ、これを基盤に士会と協会の関係がますます緊密になることが期待されます。またこの結果、会員の皆様におかれましては、士会と協会の両方に対して行っていた諸手続きが半減され、士会事務局におかれましても業務が大幅に軽減されますので、その余力を人材育成等に傾注していただけるのではないかと考えております。

## ○協会組織率向上への更なる取り組みについて

協会組織率の漸減傾向に歯止めをかけ、上昇に転じさせるためには、会員、施設、社会が必要としていることを協会が的確に捉え、それを活動に組み込んで推進することが重要と認識しています。魅力ある活動、必要とされる活動となるようさらに取り組んでまいります。

養成校卒業時や就職時の入会については、これまで各学校養成施設や都道府県士会等に協力をお願いしてまいりましたが、それらに加え、協会の役員が直接学校養成施設や士会、施設に出向き、職能団体の必要性や協会の取り組みについて伝える活動を行ってまいりますので、是非お声がけを頂きますと幸いです。また、非会員への働きかけをどのように行うかも課題です。特に非会員の割合が相対的に高い精神科領域においては、作業療法士が多く所属している関連団体と研修会を共催するなどの活動を通して働きかけてまいります。

このような活動を一步一步進めることで、結果として組織率が上がり、関係職種、自治体、国に対して強い発信力の基盤が築かれるものと考えています。

## ○人材育成と新たな研修システムの構築について

作業療法を「業」とする者にとって、最新の知識と技術を習得することは義務に等しいことです。したがって協会は、常に最新の知識と技術を学ぶ場を会員に提供する責任があります。コロナの禍を転じて福となし、ポストコロナの時代にあっても Web での研修を充実させ、「いつでも、どこでも」自己研鑽ができる、新研修システム元年にしたいと思っております。映像教材の

制作、eラーニング講座の拡充、学会の対面・Web配信のハイブリッド開催、Webを活用した臨床実習指導者講習会の開催等々、今の時代であればこそ取り組みによって、会員、士会、協会がより発展できる1年を目指します。

また、専門作業療法士および認定作業療法士制度の充実と活用を図るとともに、新たな専門領域の設定、養成教育から生涯教育への一貫したキャリアパスの検討を進めています。会員の皆様の参加があってこそこの研修制度です。皆様のご意見を取り入れながら、さらに研修体系の刷新を図ってまいりたいと思います。人材育成の目的は、臨床力の向上、作業療法士の質の向上にあります。研修会で学んだことを利用者に還元し、成果を上げることが重要だと思います。

## ○介護報酬改定の動きに対する取り組みについて

### 1) 訪問看護ステーションにおける人員配置基準について

第193回社会保障審議会介護給付費分科会では、訪問看護ステーションの人員配置基準において、看護職員が指定訪問看護の提供に当たる従業員に占める割合を6割以上とする要件が提案されました。それに対し、日本理学療法士協会、日本言語聴覚士協会と共に、反対の声明文を發出し署名活動を展開したところ(2020年12月8日現在18万8,035筆)、配置要件は看護体制強化加算を算定する事業所に限定されることとなりました。署名にご協力いただきました会員の皆様には心より感謝申し上げます。なお、次の改定に向けて、「訪問リハビリテーション事業所が行うリハビリテーション」と「訪問看護事業所から理学療法士等が訪問して行う訪問看護」について実態調査を行い、それぞれの役割やあり方について議論していくことがすでに示されています。その調査結果のなかで、作業療法士が「活動と参加」への取り組みに効果を上げていることが証明できれば、作業療法の未来は明るく灯されると思います。

なお、今回の交渉のなかで、3協会の声明文や19万筆に届かんとする多くの署名が議論の方向性に大きな影響を与えたことは確かです。このような活動を通して、関係省庁等多くの皆様の思いが制度を変えていく力になることを再確認いたしました。

### 2) 「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と「社会参加支援加算」の見直し

両加算はその算定率が低いことを理由に、廃止の意見が出されました。これに対して、両者とも「活動と参加」を推進する加算であることから、第181回介護給付費分科会の団体ヒアリングで本会が改めてその必要性を述べ、実績を提示しました。この2つの加算は「活動と参加」が実現することで算定できるものであり、作業療法の効果を示す指標とも言えます。ぜひ会員の皆様にも積極的な取り組みをお願い致します。

### 3) 福祉用具の貸与等での作業療法士の取り組みの促進

福祉用具の貸与等につきましては、介護報酬改定のたびに見直しの検討がなされています。今回は効果的な活用と質の担保が議題に上がり、退院・退所時のカンファレンスにおける参画職種として福祉用具専門相談員とともに作業療法士の職名が挙げられています。

居宅サービスを提供する事業所の作業療法士だけではなく、病院や施設の作業療法士も在宅での福祉用具の利用について積極的な関与をお願い致します。また、報酬改定を行った事項については検証部会が開催されることになっており、つまり3年後にその成果を問われることとなります。本会としては、上述の協会組織の再編に関連してご紹介した「生活環境支援推進室」でしっかりと取り組んでまいります。これも現場の実践があって初めて意味をもちます。士会、施設、会員の皆様の取り組みが何よりも重要です。ぜひ積極的な参画をお願い致します。

## ○ポストコロナ時代における新しい生活様式の提案

昨年2月、国内ではダイヤモンド・プリンセス号での集団感染に始まり、4月7日の緊急事態宣言を経て、3密(密閉、密室、密接)の回避、不要不急の外出の自粛、リモートワーク、ソーシャルディスタンスを取った生活、うがい・手洗い・手指消毒の励行など、感染拡大防止のための「新しい生活様式」が国民に求められてきました。

しかし、全国で感染は拡大し、重症者、死亡者ともに増加傾向となり、医療崩壊の瀬戸際にあります。また、自死者やうつ傾向の人の増加、介護保険関連事業者を含む企業の倒産、求人倍率の低下、収入の減少など、人々の日常生活に大きな影を落としています。作業療法士についても本誌第105号(2020年12月発行)で報告したとおり、収入の減少(回答者の18%)、精神的不安の常態化、医療職であることへの差別、臨床実習の中止、学習機会の減少等多くの影響と課題が明らかになりました。また、感染に対する作業療法士自身の知識不足や現場での感染症対策の具体的対応についても多くの意見が寄せられました。

それらの声も受け、本会では「COVID-19(新型コロナウイルス感染症)感染対策/作業療法業務について」を作成し、現在Ver.3を公開しています。基本的な感染症に関する知識、対応や工夫等について紹介、関連の動画もあります。個人、病院、介護施設等でぜひご活用ください。なお、臨床実習については代替手段が認められていますが、代替となる教育教材へのニーズが多くあるため、現在、教育部で動画資料の制作に着手しており、2021年度も継続して取り組んでいくこととしています。昨年、2020年度の上半期は研修会を中止しましたが、その後Webによる臨床実習指導者講習会の有効性を確認したうえで、開催のためのノウハウを各都道府県士会へ提供して、結果的に年度内に100を超える講習会が開催できる運びとなりました。その他の生涯教育の各研修につきましても、順次Web等での再開を進めております。

以上、2020年度の主な活動報告と2021年度に向けた活動方針等について述べてまいりました。会員、士会、協会が一丸となってポストコロナ時代における新しい生活様式に適應できる方法論を作業療法士の立場から提供してまいりたいと存じます。

皆様のご発展とご健勝を切に祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。



2020年度

## 第5回定例理事会抄録

日 時：2020年11月28日(土) 13:00～16:42

方 法：ZoomシステムによるWeb会議

出 席：中村(会長)、香山、山本、宮口(副会長)、宇田、大庭、酒井、佐藤、清水、藤井、三澤(一)、村井(常務理事)、岩佐、岡本(佳)、梶原、小林、関本、高島(千)、谷、谷川、三沢(幸)(理事)、太田、長尾、古川(監事)

陪 席：小賀野、高木(委員長)、岩上(財務担当)、宮井(事務長)、谷津(事務局)

### I. 報告事項

#### 1. 議事録

- 1) 2020年度第4回定例理事会(9月19日)書面報告
- 2) 2020年度第1回定例常務理事会(10月17日)書面報告

#### 2. 会長専決事項

- 1) 会員の入退会について 書面報告
- 2) 水害被災会員の会費免除申請について 書面報告
- 3) 2020年度第1回臨床実習審査会の結果について 書面報告
- 4) 精神保健従事者団体懇談会による「精神科特例に関する要望」について 書面報告
- 5) 事務局職員の採用について(香山副会長・事務局長)学術部学術誌編集担当者として、11月26日より1名採用した。

#### 3. 総務関連

- 1) システム開発の現況について(香山副会長・事務局長)委託業者との契約を終了し、5月～9月の業務に対する清算額について妥結した。年度末までの短期的対応は急ぎ別のベンダーに保守と開発を発注したが、長期的対応の開発ベンダーは新たに選定する。
- 2) 2020年度の事業評価について(香山副会長・事務局長)監事より、問題ないとの意見をいただいている。
- 3) 2021年度の会議日程について(中村会長)7回の理事会と5回の常務理事会を開催する。

#### 4. 財務関連

- 1) 2020年度9月期(上半期)の収支状況について(岡本(佳)財務担当理事)収入は、予算に対する執行率が69.38%で、入会金の執行が例年より低くなっている。支出は、予算に対する執行率が29.39%である。COVID-19の影響により、会議等がWebに変わり、執行率が下がった。
- 2) 2020年度中間監査の結果について(長尾監事)書類等は整っており、全体に問題は無い。会長および業務執行理事の執行状況もCOVID-19の影響によく対応している。離職者増は今後の組織率に影響するので、現場当事者からの意見を十分に踏まえ、具体的対応を検討してほしい。システム開発運用は業務に大きく影響するため、開発委託業者の選定等については今回直面した課題を分析し、長期的展望に立って検討願いたい。
- 3) 2021年度予算の申請状況について

#### 5. 教育関連

- 1) 専門作業療法士制度新規分野特定について:脳血管障害(仮称)中間報告(藤井常務理事・教育部長、高木生涯教育委員長)中間報告に関する理事の意見を受け、12月の専門作業療法士制度班で議論し、1月の理事会でさらに議論する。
- 2) 臨床実践能力試験の中止について 書面報告

#### 6. 制度対策関連

- 1) 令和3年度介護報酬改定に関する要望について 書面報告
- 2) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する要望につ

いて 書面報告

- 3) 訪問看護ステーション人員配置基準の新設に関する声明文と署名活動の実施について(関本理事、山本副会長)介護給付費分科会で出された6対4という案に対し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の3協会で声明文を发出し、関係者への署名活動を開始した。看護職とも連携する必要がある。

#### 7. 広報関連

- 1) ホームページにおける他団体の催し物企画案内等の掲載について 書面報告
- 2) 協会Webサイトのアクセスログ(2020年9月期・10月期)書面報告

#### 8. 国際関連

- 1) 2020年WFOT代表者会議のWeb開催について 書面報告
- 2) APOTRGとPAOTの会議報告:2021年第7回APOTCのオンライン開催について 書面報告
- 3) 2021年度開催第55回日本作業療法学会国際シンポジウム企画案について 書面報告

#### 9. 47都道府県関連

- 1) 今後の47都道府県委員会及び各部・委員会の情報配信方法案について(宇田常務理事・47都道府県委員長)47委員会で情報提供された内容をタイムリーに共有できる方法について、検討中である。
- 2) 協会の組織再編に関する都道府県士会への説明会について(宇田常務理事・47都道府県委員長)協会の組織再編に関する委員の意見を聴取するため、12月9日に臨時の委員会を開催する。

#### 10. COVID-19対応関連

- 1) 第2回COVID-19に関する会員調査結果概要について(山本副会長、中村会長)10月5日～12日に調査を実施した。回答は介護保険関連の会員から多く寄せられた。マスク着用、手指消毒等の実施は100%に至っていなかった。引き続き注意喚起を強く願いたい。
- 2) 「作業療法業務について」Ver.3と動画制作について(山本副会長)完成後はホームページに掲載する。

#### 11. 活動報告等

- 1) 会長及び業務執行理事の2020年9・10月期活動報告について 書面報告
- 2) 協会各部署の2020年9・10月期活動報告について 書面報告
- 3) 渉外活動報告について 書面報告
- 4) 他組織・団体等の協会代表委員について 書面報告
- 5) 日本作業療法士連盟活動報告(2020年9月16日～11月25日)について 書面報告
- 6) 訪問リハビリテーション振興財団の動きについて 書面報告

#### 12. その他

## II. 審議事項

1. 第三次作業療法5ヵ年戦略(2018-2022)の中間見直しについて(香山副会長・事務局長、小賀野企画調整委員長)最終案として、教育部関連のコンソーシアム構築、制度対策部関連のICF活用の推進が新たに入った。→承認
2. 2021年度重点活動項目について(香山副会長・事務局長、小賀野企画調整委員長)常務理事会での検討、各理事の意見を踏まえ、最終案を取りまとめた。→承認
3. 名誉会員表彰候補者の社員総会への推薦について(中村会長)名誉会員表彰の候補者として次回総会に比留間ちづ子会員を推薦する。→承認
4. WFOT第一代理の交替について(中村会長)現第一代理の石橋英恵氏の後任として、北里大学の高橋香代子会員を推薦する。→承認
5. 次回役員選挙・会長候補者投票のスケジュールについて(香山副会長・事務局長)対面とオンラインの2通りのスケジュールを作成した。→承認
6. 学術誌『作業療法』第40巻の業務委託契約について(香山副会長・事務局長)1~3号は協同医書に委託し、4号以降は協会事務局が引き継ぐ。また、4号以降は印刷会社と契約する。→承認
7. 生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程及び細則(案)について(藤井常務理事・教育部長)生活行為向上マネジメントの養成教育の定着を図るため、規程および細則(案)を作成した。→承認
8. 生涯教育基礎研修制度規程及び細則の改定(案)について(藤井常務理事・教育部長、高木生涯教育委員長)更新手続等をWebによる申請の取り扱いとするため、生涯教育基礎研修制度規程第8条と第9条を追加・修正する。また、Webによる申請は、臨床実習指導者講習会の修了を要件とするため、細則の第3条~第5条を改定する。→承認
9. 臨床実習指導者講習会にかかる日本理学療法士協会の抗議文への対応について(中村会長)10月7日付で日本理学療法士協会から抗議文が寄せられた。三役と教育部で検討し、①

文書受領の事務連絡、②日本理学療法士協会と全国リハビリテーション学校協会宛に、本会の講習会開催に関する事務連絡を发出、③日本理学療法士協会宛に臨床実習指導者講習会について本会の認識を示す公文書を发出という3段階で対応することにした。③の公文書发出を本会の組織決定としたい。

→承認

10. 作業療法場面のビデオ教材作成について(藤井常務理事・教育部長、高木生涯教育委員長)COVID-19の影響により、養成校において臨床実習ができなくなっている。養成校の現状と要望を受け、養成教育委員会で作成したコアカリキュラムに則った、実習の場면을ビデオで再現した教材を作成したい。→承認
11. かかりつけ医向けパンフレットの作成について(村井常務理事・制度対策副部長)かかりつけ医の先生方に作業療法についてのPRをするため、パンフレットを作成したい。→承認
12. 法人著作物について
  - 1) 「精神障害作業療法のあり方検討委員会」等報告書の書籍化(村井常務理事・制度対策副部長)精神科医師から書籍化を勧められた。他職種にも広く利用される書籍にしたい。→承認
  - 2) 協会著作物『事例で学ぶ生活行為向上マネジメント』第2版発行に向けて(大庭常務理事・MTDLP士会連携支援室担当)マニュアル66『生活行為向上マネジメント』改訂第3版との整合性を図り、表紙デザインも一新する。→承認
13. 今後の協会組織体制について
  - 1) 理事及び理事会等
  - 2) 組織図
  - 3) 協会組織体制に関する検討事項  
【参考資料】理事及び理事会等、協会組織改編に関するQ & A(中村会長、香山副会長・事務局長)2018年12月以降の常務理事会、理事会での検討結果を踏まえ、案をまとめた。大枠と移行スケジュールの承認を得たい。→承認
14. その他

## お詫びと訂正

本誌105号(2020年12月15日発行)に掲載した「知っておきたいキーワード」に誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、ここに訂正させていただきます。

p.16

【誤】児童福祉編 最終回「訪問支援」→【正】児童福祉編 最終回「放課後利用できる場所」

# 協会各部署 活動報告 (2020年11月期)

## 学術部

【本部】次年度予算修正。  
【学術委員会】全体会議の開催。事例報告登録制度（一般事例、MTDLP事例）の運営・管理と今後の運用についての討議、Web会議開催。作業療法マニュアルの編集と発行。2021年度課題研究助成制度第二次審査（ヒアリング）実施。組織的学術研究体制の研究委託手続き。学術研究倫理審査委員会体制整備の検討。  
【学術誌編集委員会】『作業療法』：査読管理および編集作業。査読システム運用。次期委員および査読者候補の推薦。委託業者との次巻の契約。『Asian Journal of OT』：査読管理および編集作業と公開。  
【学会運営委員会】第54回日本作業療法学会（Web）：報告書作成、取支の取りまとめ。第55回日本作業療法学会（仙台）：開催方法の検討、予算の作成、プログラム検討。

## 教育部

【本部】教育部組織再構築に向けた検討、生涯教育制度の検討、次年度活動の調整。  
【養成教育委員会】厚生労働省指定臨床実習指導者講習会の第2回開催および各士会開催協力、申請書類・報告書の確認業務。臨床実習指導者実践研修会 Web 版の検討。重点課題研修「教員・実習指導者のための MTDLP を活用した作業療法教育法（2020）」の開催。生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程および細則（案）の作成。臨床実習指導者実践研修制度規程および細則（改定案）、臨床実習指導施設認定制度規程および細則（改定案）の作成。作業療法教育関係資料調査の結果分析準備。学内演習用動画教材の検討・作成、他。  
【生涯教育委員会】システム開発関連：運用書・手続き方法作成、システム稼働延期に伴う対応、新システムを用いた認定作業療法士新規・更新申請の手続き書作成、その他の対応。現職者研修・認定作業療法士取得研修等の Web 開催の検討。現職者共通・選択研修シラバス・運用マニュアル（第4.1版）の作成。専門作業療法士新規分野カリキュラム案の作成。専門作業療法士大学院連携についての検討。生涯教育基礎研修制度規程および細則（改定案）の作成。他団体・SIGの認定対応。生涯教育制度推進担当者会議の開催。医療福祉チャンネルでの共通研修レポート確認、他。  
【研修運営委員会】2020年度専門作業療法士取得および認定作業療法士取得研修会、重点課題研修、eラーニング講座の Web 研修会開催対応および準備。eラーニング新規コンテンツ作成、配信対応。Web 研修会運営マニュアル検討、他。  
【教育関連審査委員会】WFOT 認定等教育水準審査と ICORE との連携作業。専門作業療法士審査の実施。第2回認定作業療法士認定および更新申請審査の実施。認定作業療法士取得研修修了試験準備および実施。臨床実習指導施設認定審査の受付および審査準備、他。  
【作業療法学会書編集委員会】原稿執筆および確認作業、他。

## 制度対策部

【本部】担当理事：①2021年度重点活動項目に関する検討、②医療技術者団体協議会政策懇談会への要望作成。  
【医療保険対策委員会・介護保険対策委員会】①ホームページ・ポータルサイトに医療保険・介護保険等に関する情報提供。②身障領域調査の実施。③会員からの制度に関する問い合わせ対応。④介護保険領域意見交換会の企画再検討。⑤認知症に関する意見交換会の企画検討。  
【障害保健福祉対策委員会】①「障害保健福祉領域 OT カンファレンス ONLINE」の開催。②厚生労働省就労移行・定着支援懇談会への出席。③就労支援フォーラムアークオカの運営協力。④就労支援フォーラム NIPPON 協働企画への参加。⑤児童福祉および相談支援に関する周知記事の連載。⑥児童福祉領域の意見交換会に係る企画検討。  
【福祉用具対策委員会】①生活行為工夫情報モデル事業：ブロックごとに事例登録・事例活用に向けた準備。②福祉用具相談支援システム運用事業：参加士会ごとに相談対応等。③IT 機器レンタル事業：レンタル受付手配。

## 広報部

【広報委員会】ホームページ：改修作業・運用および管理、アクセスログの検討。パンフレット：作業療法パンフレット改訂の検討。  
【機関誌編集委員会】3月号「震災特集」記事の取材調整、インタビュー実施。機関誌11月号発行。12月号校了。1月号以降の執筆依頼、進行等の確認。

## 国際部

【本部】2021年度予算ヒアリング（11月7日）。11月理事会で「2021年度開催第55回日本作業療法学会国際シンポジウム企画案」、「2020年 WFOT 代表者会議 Web 開催」、「APOTRG と Philippine Academy of Occupational Therapists (PAOT) 会議報告：2021年第7回 APOTC のオンライン開催」について報告。「WFOT 第一代理の交替」について審議上程。  
【国際委員会】第54回日本作業療法学会国際シンポジウム講師アンケート結果および質問内容の報告。第55回日本作業療法学会国際シンポジウムの企画、名称について学会運営委員会と協議。「会員の国際学会および海外研修の支援体制の構築」に向けて部内体制の整備、第1回担当者会議の開催（11月26日）。機関誌「国際教育イノベーション」の原稿執筆。2020年度グローバル活動セミナー Web 開催に向けた準備。2021年アジア作業療法士協会交流会の参加国との調整開始。JANNET など他団体との連携。国際関連の問い合わせ対応。  
【WFOT 委員会】WFOT からの連絡への対応。WFOT 代表・代理に関する会議（11月9日）。2022年 WFOT コンgress（フ

ランス・パリ）の演題登録開始について会員に向けて案内。

## 災害対策室

大規模災害を想定したシミュレーション訓練の取りまとめ。「復興のあゆみ」の校正作業および英訳。災害支援研修会の受付と準備。国際医療技術財団（JIMTEF）への活動協力。日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）活動への協力。災害支援ボランティア登録の随時受付。

## 47都道府県委員会

①各ワーキンググループにて委員会に向けた検討、関連部署との調整。②臨時47委員会（Web：12月9日）開催の準備。③47委員会運営会議の開催（Web：11月6日・24日）。

## 地域包括ケアシステム推進委員会

委員による全国6ブロックごとの士会支援、連絡調整。ブロック会議の実施。

## 運転と作業療法委員会

士会協力者への個別問合せ対応と情報配信およびホームページでの情報更新。「運転に初めてとりくむ作業療法士へのパンフレット（仮）」の編集。運転に関する研修の検討。ハンドル形電動車椅子の安全利用に係る調査研究委員会への協力。関連団体（全指連等）との連絡調整。

## 障害のある人のスポーツ参加支援推進委員会

2021年度予算ヒアリング（11月7日）。機関誌原稿の執筆。2021年重点課題研修の企画書作成。

## 白書委員会

機関誌原稿の作成。

## 「協会員＝士会員」実現のための検討委員会

第3回47委員会に向けて協会案の検討。数士会からのヒアリング実施に向けた準備。

## 多発する多様な倫理問題の適切な処理と取り扱い組織等に関する検討委員会

第5回会議（11月23日）の開催。倫理に関連する文書・規程・手続き等における見直すべき課題の抽出と対策の方向性についての検討（継続）。

## 事務局

【財務・会計】2020年度会費の収納。2020年度会費未納者への最終督促状の発送準備。財務会議の開催（11月5日）。2021年度予算ヒアリングの実施（11月7日）とヒアリング後の検討・精査。2020年度中間調査の準備と実施（11月28日）。その他会計・経理処理。  
【会員管理】会員の入会、異動等に関する処理・管理。施設養成校管理システムの管理・メール対応。新入会希望者への振込用紙発送。刊行物の戻り処理。パスワード再発行に関する対応。研修受講カードの有料再発行に関する対応。士会員情報と協会員情報のデータ照合作業。  
【総務】第2回 COVID-19 に関する会員調査の集計と公表、理事会への報告。「作業療法業務について（Ver.3）」の作成および動画制作・編集作業（継続）。今後の協会組織体制（理事及び理事会等、組織図）についての検討、最終案の作成。三役会・理事会の資料作成・開催補助・議事録作成。取受文書の確認・対応。会長のスケジュール調整・管理、依頼案件への対応。新コンピュータシステム2次開発にかかる業者との交渉・対応。事務局職員の労務管理、勤務体制に関する検討。在宅勤務にかかる必要機器の調達・管理、Web 会議に関する環境整備。事務局防災用グッズの整備。介護ロボットニース・シーズ連携協議会関連事業（NTT データ経営研究所）の業務支援。  
【企画調整委員会】2020年度上半期の事業評価の取りまとめと理事会への報告。第三次作業療法5ヵ年戦略の中間見直し（案）および2021年度重点活動項目（案）の最終取りまとめと理事会への審議上程。  
【規約委員会】生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程および細則（新規整備）、生涯教育基礎研修制度規程および細則（改定案）の検討と理事会への審議上程。  
【統計情報委員会】新コンピュータシステム下での会員統計資料の出力形式に関する検討、会員情報の登録促進に向けた検討。  
【福利厚生委員会】2019年度待遇調査の結果集計（継続）。女性相談窓口による相談対応。  
【表彰委員会】名誉会員表彰の推薦基準推薦者に関する推薦資料作成、理事会への審議上程。他団体の表彰推薦に関する対応。  
【総会議事運営委員会】COVID-19 への対応も踏まえた来年度総会のあり方に関する検討。  
【選挙管理委員会】COVID-19 への対応も踏まえた次期役員改選のスケジュールと方法等の検討と理事会への審議上程。  
【倫理委員会】倫理問題事案の調査実施と報告書の作成。都道府県士会・その他会員・非会員から寄せられた倫理問題事案への対応。  
【生活行為向上マネジメント士会連携支援室】機関誌に掲載する MTDLP 関連情報の検討・原稿作成。「事例で学ぶ生活行為向上マネジメント」改訂第2版の校正、法人著作物としての最終確認に向けた理事会への審議上程。  
【国内外関係団体との連絡調整】日本作業療法士連盟、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、厚生労働省、法務省、リハビリテーション専門職団体協議会（リハ3団体）、全国リハビリテーション医療関連団体協議会・報酬対策委員会、チーム医療推進協議会等々との連絡調整・会議参加・事務局運営など（継続）。



## 事務局からのお知らせ

### ◎ 2020 年度会費が未納の方へ

「2020 年度会費納入について（最後のご案内）」ご納入のお願いと振込用紙をお送りしました

2020 年度会費をお振り込みいただけていない方に向け、最後のご案内として会費ご納入のお願いおよび 2020 年度会費振込用紙をお送りしました。当年度末（2021 年 3 月 31 日）までに会費が未納の会員は会員資格を喪失します。ご案内がお手元に届いた方はお早目に 2020 年度会費をお振り込みください。会費納入について不明な点がございましたら、協会事務局 (kaihi@jaot.or.jp) までお問い合わせください。

### ◎ご自身の登録情報が最新かどうかをご確認ください！

協会に登録している勤務施設は現在の職場でしょうか。協会より会員所属施設宛に配達物等をお送りすると、既に退職済みとのことで返送されてくる場合があります。また、発送先を自宅宛とご指定いただいている場合、勤務施設に関する情報が更新されず、古い勤務施設の登録が残ったままになっている場合があります。協会にご登録いただいている施設にその会員が所属しているものと判断しますので、ご自身の登録している勤務施設情報が最新であるかどうかを確認し、もし古い情報のままでしたら修正・更新をお願いいたします。

#### 【登録情報の確認方法】

協会ホームページより、会員ポータルサイトにログインし「基本情報変更」で登録情報の確認・修正が可能です。

※パスワードをお持ちでない方、忘失された方はパスワードを再発行することができます（協会ホームページ>会員ポータルサイト>パスワードを忘れた方はこちら）。

### ◎ 2021 年度の休会申込期限は **2021 年 1 月 31 日**です！

休会は年度単位（4 月 1 日～ 3 月 31 日）でのみ申請・取得が可能となっています。これは会員の資格が年度単位で登録されていることに基づいています。年度途中での申請や、数ヶ月単位の取得などはできません。

2021 年度（2021 年 4 月 1 日～ 2022 年 3 月 31 日）の休会を希望される方は、2021 年 1 月 31 日までに「休会届」のご提出が必要になります。この提出期限を過ぎますと、2021 年度の休会ができなくなりますのでご注意ください。

#### 【申請手続】

前提条件……………①申請年度までの会費が完納されていること

②過去の休会期間が 5 年間に達していないこと

提出書類……………①休会届（協会事務局に連絡し、所定の用紙を請求。これに必要な事項を記入し、署名・捺印）

②休会理由の根拠となる、第三者による証明書

○出産・育児………出産を証明する母子手帳の写しなど

○介護………要介護状態を証明する書類の写しなど

○長期の病気療養………医師の診断書の写しなど

提出方法……………郵便でのみ受け付けます

提出先……………〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル 7 階 一般社団法人日本作業療法士協会

提出期限……………2021 年 1 月 31 日

#### 【証明書のご提出が申請の締め切りに間に合わない場合】

まず「休会届」だけ先に提出してください。その際、協会事務局にご一報いただき、いつまでに証明書の提出が可能かご相談ください。休会期間中の 1 月 31 日までに（申請時の 1 月 31 日ではありません。たとえば 2021 年度の休会に関してであれば 2022 年 1 月 31 日までに）証明書をご提出ください。

#### 【制度の詳細】

休会制度の詳細および「Q&A」については協会ホームページをご覧ください（協会ホームページ>会員向け情報>諸手続き>休会制度）。その他ご不明な点は協会事務局 (kaihi@jaot.or.jp) までお問い合わせください。

# 2021 年度役員改選について

## 選挙管理委員会

定款第 28 条第 1 項および第 2 項に基づき 2021 年度は役員改選を行う。改選する役員とスケジュールについて以下のようにお知らせする。

なお、(予定) と記載のあるものは今後変更となる場合もあり、選挙管理委員会からの公示と告示をもって正式な通知となることをご了解いただきたい。

### 1 改選する役員

- ・ 理事
- ・ 監事

### 2 投票により選出する役員

- ・ 理事……定数の全て：20 名以上 23 名以下（会長も含む）
- ・ 監事……定数の全て：2 名以上 3 名以下
- ・ 会長候補者……1 名
- ・ 補欠役員……議決権の過半数の票を得たにもかかわらず得票数の順位において定数の枠に入らなかった者

### 3 投票可能な者

- ・ 代議員

### 4 投票の場所と方法（予定）

- ・ 場所……社員総会会場
- ・ 方法……電子決議システムによる投票

### 5 スケジュール

- ・ 役員選挙公示……改選に係る詳細事項の通知  
本誌 2 月号と 2021 年 2 月 15 日付けで協会ホームページに掲載
- ・ 立候補受付期間（予定）……2021 年 2 月 22 日～ 2021 年 3 月 15 日 [郵便限定、当日消印有効]
- ・ 役員選挙告示（予定）……立候補者一覧と選挙日程の通知  
本誌 5 月号と 2021 年 5 月 15 日付けで協会ホームページに掲載
- ・ 選挙公報の送付……各代議員に社員総会議案書とともに送付
- ・ 役員選挙と会長候補者投票……社員総会の会場で実施（予定）

# 生涯教育制度： 受講記録の電子化のお願い

## ○手帳移行手続きの解説 ホームページの手続き方法から抜粋！

- ① 協会ホームページにて、手帳移行の運用書、手続き方法を確認ください。  
事前準備がありますので、準備ができた時点で、手帳移行の申請を行ってください。
- ② 事前に、スマートフォン等で手帳の必要個所を画像に撮っておくのがポイント。



- ③ 会員ポータルサイトへログイン  
生涯教育→各種申請→手帳移行  
※基礎研修修了しているかどうかで、展開する画面が異なります。



- ④ 基礎研修未修了者  
現職者共通研修の履歴  
現職者選択研修の履歴  
基礎ポイントの合計数  
上記を入力してください。  
それぞれを証明する手帳のページの画像を添付してください。



**注意！**  
申請の内容と添付する画像に間違いがないことを確認してください。

**参考！**  
複数枚の画像を添付する方法  
→ Word、Excel に写真を複数枚貼り付け、1つのファイルとして添付する。

- ⑤ 基礎研修修了者（認定・専門作業療法士を含む）  
基礎ポイントの合計数  
基礎ポイントの最後のページの写真を添付する。



**注意！**

- 申請のポイント数と添付する画像の最終ポイント数に間違いがないことを確認してください。
- 基礎研修修了日、認定作業療法士認定日以降のポイントが移行対象です。
- 0（ゼロ）ポイントの場合は画像の添付は不要です。

○退会履歴のある会員は、事務局で対応します。連絡をお願いします。

○問合せ先： 協会事務局 ot-syogaikyoku@jaot.or.jp

## 追悼 名誉会員 森山早苗先生



一般社団法人 日本作業療法士協会  
名誉会員・元会長 寺山久美子

森山早苗先生の訃報は、2020年12月11日 日本作業療法士協会（OT協会）事務局からのメールにより知りました。ご逝去は11月15日、享年81歳。「人生100年時代」長寿社会の我が国にあって、引き続きOTの先達としてお元気に活動されているものと思っておりました。先生は特例措置によりOT資格を取得、免許番号は106号で、たぶん第3回OT国家試験での受験ではなかったかと思います。私もほぼ同年というわけで、OT協会の草創期から共に協会活動をしており、また先生の臨床活動時代・大学教員時代を通じてOT学会その他の場でOT関連の意見を熱く交わし合った「信頼できる仕事仲間」でありました。2010年3月に東北文化学園大学をご退職された折には、「このまま宮城県仙台市に骨を埋める」と言っておられましたので、その後の10年、学会等でお目にかかることもなく、「仙台でお元気にしている」との認識でした。今回の訃報により、先生が横浜市のお姉様と共に悠々自適の生活をしておられたこと、2019年1月に体調を崩され入退院を繰り返しておられたこと等を知りました。またひとり、OTのレジェンドを失ったことは真に残念無念です。森山先生への感謝をこめて、共にOTの50年を歩んだ私の視点からその業績を偲んでみたいと思います。

### 1 臨床活動時代（1962～2000年）

先生は看護婦・保健婦資格取得後、OT資格を取得しました。草創期のOT協会には、様々な背景をもつ志の高い熱意ある人材が集まりましたが、先生も然りでした。都立北療育園での10年間の脳性まひ児を中心とする小児リハビリテーション活動がその後の先生のOT実践の基礎となったことは、類似の職歴をもつ私の場合から容易に推察できます。その後、東京都神経科学総合研究所、東北大学医学部附属病院鳴子分院でのお仕事を経て、国立身体障害者リハビリテーション病院で10年間、作業療法部門の責任者として活躍されました。この間、常に「元気で明るい人柄と明晰頭脳」で障害当事者や職員をリードされました。

## 2 教育・研究活動時代（2000～2010年）

この間10年余は東北文化学園大学および大学院で後進の指導にあたられました。また退職にあたり「東北文化学園大学名誉教授」を授与されました。

## 3 OT協会活動

リハビリテーション医学の泰斗中村隆一先生の薫陶を受けられた先生は、「疾病・障害」についての造詣が深く、理論派であり、協会においても理事・常務理事として、作業療法書編集をはじめ企画調整、作業療法成果検討等多くの枠組みづくりに貢献されました。

「ひとりの働く女性として」その能力の殆どをOTの推進に尽力された先生は、多くの若いOTの範となりましょう。これからもOTをお見守りください。

### 名誉会員 森山 早苗 先生（宮城県） 略歴

#### 【略歴】

1939年6月26日生まれ

1961年 国立大村病院附属高等看護学院卒業  
1961年 看護婦免許取得  
1961年 長崎県立保健婦専門学院卒業  
1962年 保健婦免許取得  
1969年 作業療法士免許取得（免許番号第106号）  
1974年 日本作業療法士協会入会（会員番号330）

1961～1962年 県立嘉穂病院  
1962～1962年 都立母子保健院  
1962～1972年 都立北療育園  
1972～1980年 東京都神経科学総合研究所  
1980～1993年 東北大学医学部附属病院鳴子分院  
1991～1995年 秋田大学医療技術短期大学部  
1993～2000年 国立身体障害者リハビリテーションセンター病院

2000～2010年 東北文化学園大学  
2010～2020年 東北文化学園大学名誉教授  
2010～2020年 日本作業療法士協会名誉会員

2020年11月15日逝去

#### 【協会役員歴】

1985～1991年 理事  
1991～1997年 常務理事

#### 【その他の主な協会役職歴】

1989～1993年 作業療法書編集委員長  
1991～1995年 福利部長  
1993～1995年 作業療法全書編集委員長  
1995～1999年 作業療法関連書企画・編集委員長  
1995～1997年 企画調整委員長  
1998～2001年 生涯教育システム審査委員長  
2001～2004年 作業療法成果検討委員長  
（その他、部員・委員としての履歴多数）

#### 【表彰歴】

2010年 日本作業療法士協会 名誉会員表彰

#### 【都道府県作業療法士会役員歴】

1985～1993年 宮城県作業療法士会 理事  
1993～1995年 宮城県作業療法士会 監事

2020年度第5回定例理事会（11月28日）において、2021年度重点活動項目について審議され承認されました。最終的には2021年度定時社員総会（5月29日）で報告されます。

重点活動項目は、一般社団法人日本作業療法士協会の中期計画をもとに、当該年度に取り組む事業のうち最重点事項を示すものであり、大項目は協会定款に掲げられた7事業に準拠しています。2021年度の下位項目総数は22項目で、前年度からの継続項目、前年度に取り組んだ項目を発展させた項目もありますが、年度内に達成可能かつ検証可能な表現で目標を掲げています。なお、例年掲載している解説については次号に掲載する予定です。

## 2021年度重点活動項目

### 新しい生活様式に適應する作業療法実践の推進と 作業療法士協会の体制整備

2019年度末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により、国民は「新しい生活様式」に適應することが求められている。一般社団法人日本作業療法士協会（協会）では、第三次作業療法5ヵ年戦略の基本方針は継続しながらも、この社会情勢の変化に対応した作業療法実践の姿を示すため、COVID-19の人の生活への影響や作業療法実践への影響を調査し対応を進める。昨年度延期や中止を余儀なくされた研修会や会議等は開催方法を検討し、会員の学ぶ機会や情報交換の機会を確保・拡大する。国民のwell-being（健康と幸福）に効果的に寄与するため、様々な状況に迅速に対応できる協会-士会-会員の情報交換体制整備と協会の組織改編を進める。

#### 1. 作業療法の学術の発展への取り組み

- 1) 組織的学術研究を開始……継続（#7 学術部）

#### 2. 作業療法士の技能の向上の取り組み

- 1) 厚生労働省指定理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会を通して臨床実習指導者を確保し、臨床実習指導者実践研修会でより質の高い実習指導者を育成……継続（#10 教育部）
- 2) 作業療法士学校養成施設連絡会において情報と課題を共有し検討……新規（#11 教育部）
- 3) COVID-19を考慮した研修会開催方法の標準化とeラーニング研修のコンテンツ作成の積極的推進で会員の学ぶ機会を確保し拡大……新規（#18 教育部）
- 4) 協会の方針や最新の情勢を対面で会員に伝える研修会のあり方を検討……継続（#52 教育部・事務局）
- 5) 国際社会で活躍する作業療法士を育成……継続（#19 国際部・教育部・学術部）
- 6) 急性期から回復期・生活期・終末期まで、活動・参加を支援する作業療法士の技能向上を図る教育を検討……継続（#21 教育部・地域包括ケアシステム推進委員会）

#### 3. 作業療法の有効活用の促進に向けた取り組み

- 1) 当事者が望む生活を実現するための精神科の作業療法の考え方を普及し制度上で推進……継続（#25 制度対策部・教育部・学術部）
- 2) 子どもの地域生活を理解して支援ができる作業療法士育成事業を実施……継続（#29 制度対策部）

- 3) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要介護軽度者に対する作業療法の効果を提示し、地域支援事業への作業療法士の参画を拡大……継続（#21,22,23,24 地域包括ケアシステム推進委員会・運転と作業療法委員会・MTDLP 室）
- 4) 認知症施策推進大綱に対応して作業療法の機能と役割をとりまとめ、関係団体及び国に対する提案と作業療法士の活用を推進……継続（#21,22 制度対策部）
- 5) ICF の活用推進に向け、臨床現場での活用実態及び養成課程での教育実態を把握……新規（#55 制度対策部）
- 6) COVID-19 が人の生活と作業療法実践に及ぼす影響について調査分析を実施……新規

#### 4. 作業療法の普及と振興に関する取り組み

- 1) 国民・関連団体等に向けて作業療法の有用性と役割を啓発するためのホームページ、SNS、パンフレット等のコンテンツを充実……継続（#37 広報部）
- 2) 各部署・各都道府県士会との連携を強化し、作業療法の実践事例を積極的に紹介

#### 5. 内外関係団体との提携交流に関する取り組み

- 1) 2024 年第 8 回 アジア太平洋作業療法学会（Asia Pacific Occupational Therapy Congress: APOTC）を誘致……継続（#19,20,42,43,44 国際部・APOTC 誘致委員会・学術部・教育部）
- 2) アジアの作業療法士協会との提携交流、アジアにおける作業療法の発展に寄与する方略を検討し提案……継続（#20 国際部・教育部）
- 3) 2020 年オリンピック・パラリンピックを契機に関連団体と協働し、障害のある人のスポーツ参加支援を推進……継続（#36 障害のある人のスポーツ参加支援推進委員会）
- 4) 協会・士会間での速やかで確実な情報共有体制を確立

#### 6. 大規模災害等により被害を受けた人への支援に関する取り組み

- 1) 感染症を含めた複合災害を考慮した平時の情報交換等の体制整備を継続……継続（#45 災害対策室）

#### 7. 法人の管理と運営における取り組み

- 1) 「協会員＝士会員」実現のために、定款・諸規程の改定案及び都道府県作業療法士会システムの改修について検討……継続（#53 「協会員＝士会員」実現のための検討委員会・事務局）
- 2) 協会組織改編に向けて、定款・諸規程の改定検討及び職員の補充等事務局内体制整備を開始……継続（#47 事務局）

（ ）内は、「第三次作業療法 5 ヶ年戦略（2018-2022）における具体的行動目標の番号と担当部署を示す。

2020年度第5回定例理事会（2020年11月28日）にて生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程および細則が承認されました。協会は、作業療法士学校養成施設における生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）の教育の促進を図ることを目的として、2016年度よりMTDLP推進協力校の認定・登録を行ってきましたが、今般それを制度として確立し、さらに促進するために、規程および細則として整備しました。

一般社団法人 日本作業療法士協会

## 生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程

2020年11月28日

### （趣 旨）

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

### （目 的）

第2条 本規程は、作業療法士学校養成施設を対象に、学内教育および学外教育（MTDLPを活用した診療参加型実習の方法で行う作業療法臨床実習（以下、作業療法参加型臨床実習））における生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）教育を普及・啓発・推進するため、本会が一定の基準を設けてMTDLP教育に寄与できる作業療法士学校養成施設の審査・認定を行うことを目的とする。

### （定 義）

第3条 本規程において「MTDLP推進協力校」とは、MTDLP教育に必要な教員数と講義内容・時間数、作業療法参加型臨床実習を有し、MTDLPに関する学内教育および臨床実習を積極的に取り組んでいると本会が認定し、第7条に定める認定の手続きにより認定証を交付された作業療法士学校養成施設をいう。

2 本規程において「MTDLP推進協力強化校」とは、MTDLP教育に必要な教員数と講義内容・時間数、作業療法参加型臨床実習を有し、MTDLPに関する学内教育および臨床実習を積極的に取り組んでおり、且つ、MTDLP教育の特筆すべき取り組みがあると本会が認定し、第7条に定める認

定の手続きにより認定証を交付された作業療法士学校養成施設をいう。

### （本会の役割）

第4条 本会は、MTDLP教育を担う作業療法士学校養成施設の組織的な指導体制の構築と教員および臨床実習指導者の知識や技術を高めるための支援を積極的に行う。

2 本制度の整備・改正に関する必要な業務は、教育部（養成教育委員会）がこれを行う。

3 MTDLP推進協力校およびMTDLP推進協力強化校認定の認定審査に関する必要な業務は、教育部（教育関連審査委員会）がこれを行う。

### （本制度の整備・改正）

第5条 本制度の整備・改正は、教育部（養成教育委員会）が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。

2 教育部（養成教育委員会）は、本制度が整備・改正されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

### （認定の要件）

第6条 MTDLP推進協力校認定の要件を、MTDLP推進協力校認定制度規程細則により定める。

2 MTDLP推進協力強化校認定の要件を、MTDLP推進協力校認定制度規程細則により定める。



(認定の手続き)

第7条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定の手続きは、認定を希望する作業療法士学校養成施設の代表者が、申請書類および申請年度の MTDLP 教育内容のシラバスを本会事務局に送付することによって始まる。

- 2 書類審査は、教育部教育関連審査委員会内に設ける MTDLP 推進協力校認定班がこれを行う。
- 3 認定においては、MTDLP 推進協力校認定班の審査結果に基づき、理事会の議決を受けなければならない。
- 4 本会は、認定を受けた作業療法士学校養成施設に認定証を交付する。

(情報公開)

第8条 本会は、MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校として認定された作業療法士学校養成施設名等を公開する。

- 2 公開する範囲は、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

(有効期間)

第9条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定の有効期間は、認定証に記された4年間とする。

- 2 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校は、有効期間内に認定更新審査を受けることとする。
- 3 申請要件に変更が生じた MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校は、速やかに認定更新審査を受けなければならない。

(MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校表示の使用許可)

第10条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校は、各作業療法士学校養成施設のホームページやパンフレット等にその旨を記載して構わないものとする。ただし誇大広告とならないことを各作業療法士学校養成施設の義務とする。

(更新方法)

第11条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校の更新は、認定されている有効期間内に更新申請書を用いて更新手続きを行うものとする。

(MTDLP 推進協力校連絡会)

第12条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校間の情報交換を促進するため、本会教育部養成教育委員会 MTDLP 教育推進班が事務局となり、MTDLP 推進協力校連絡会を開催する。開催頻度、協議および情報交換の内容などは MTDLP 推進協力校連絡会での検討によって決定する。

(認定の取り消し)

第13条 本会は、MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定施設が次の各号のいずれかに該当するとき、その認定を取り消す。

- (1) MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定施設が認定の取り消しを本会に申し出たとき。
- (2) 申請書類に虚偽があったとき。
- (3) 本会理事会において、MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校と認定を受けている作業療法士学校養成施設として適格でないと判断されたとき。

(規程の変更)

第14条 この規程の変更を必要とする場合は、養成教育委員会での決議を経て、理事会の承認を得て定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2020年11月28日から施行する。

## 生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程細則

2020年11月28日

### (目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本作業療法士協会生活行為向上マネジメント推進協力校認定制度規程の施行にあたり、必要な事項を定める。

### (認定要件)

第2条 生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）推進協力校の認定要件は、次の各号のすべてを満たしていることとする。

- (1) WFOT 認定校であること。
- (2) 専任教員が6名以上在籍し、全員が日本作業療法士協会および各都道府県作業療法士会の会員であること。
- (3) MTDLP 概論・模擬事例演習を実施していること。
- (4) 各都道府県作業療法士会主催の MTDLP 研修会に協力していること。
- (5) 臨床実習（4週間以上の臨床実習）で MTDLP の利用を推進していること。
- (6) 専任教員が MTDLP 研修を履修していること。

2 MTDLP 推進協力強化校の認定要件は、次の各号のすべてを満たしていることとする。

- (1) MTDLP 推進協力校の認定要件をすべて満たしていること。
- (2) 自校の養成教育課程の中で MTDLP 教育推進に関し、次のイ～ホのいずれかに該当するモデル的な取り組みを行っており且つその内容や成果を他の作業療法士学校養成施設へ伝えるべく学会等で発表していること。
  - イ MTDLP に基づく臨床実習を養成施設の実習方針に掲げて実施している
  - ロ 地域貢献や地域連携を取り入れた授業を行っている
  - ハ MTDLP の考え方を学生に伝えるために授業を工夫している

ニ MTDLP 教育の効果に関する調査研究を行っている

ホ その他 MTDLP 教育推進に資する特筆すべき取り組みを行っている

### (申請手続き)

第3条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定の申請をする場合、作業療法士学校養成施設の代表者は以下の書類を本会に提出する。

- (1) MTDLP 推進協力（強化）校認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 申請年度の MTDLP 教育内容のシラバス（様式は任意だが、MTDLP に関連する科目名あるいは講義名・演習名を明確に示す）

### (更新申請要件)

第4条 更新申請要件は、第2条に準ずる。

### (更新申請手続き)

第5条 MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校認定の更新申請をする場合、作業療法士学校養成施設の代表者は以下の書類を本会に提出する。

- (1) MTDLP 推進協力（強化）校認定申請書（別記第2号様式）
- (2) 申請年度の MTDLP 教育内容のシラバス（様式は任意）

### (移行措置)

第6条 本制度規程及び細則施行以前に MTDLP 推進協力校であった作業療法士学校養成施設が本制度に移行する際の手続きは次の各号による。

- (1) 2020年度以前にすでに MTDLP 推進協力校 B 又は C として更新手続き済みの作業療法士学校養成施設は、MTDLP 推進協力校として自動移行し、本会が作業療法士学校養成施設

- にその旨を連絡する。
- (2) 2020年度以前にすでにMTDLP推進協力校Aとして更新手続き済みの作業療法士学校養成施設は、MTDLP推進協力強化校として自動移行し、本会が作業療法士学校養成施設にその旨を連絡する。
- (3) 2020年度の更新手続きが未実施の作業療法士学校養成施設には、本会が作業療法士学校養成施設に更新申請手続きについて説明し、移行を促す。この場合、新しい更新申請書を用いる。

(細則の変更)

第7条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1 この細則は、2020年11月28日から施行する。

別記第1号様式 MTDLP推進協力（強化）校認定申請書（新規申請用）

別記第2号様式 MTDLP推進協力（強化）校認定申請書（更新申請用）

別記第1号様式 MTDLP 推進協力（強化）校認定申請書（新規申請用）

別記第1号様式  
年 月 日

(一社)日本作業療法士協会会長 様

生活行為向上マネジメント推進協力（強化）校認定申請書（新規申請用）

養成校名 \_\_\_\_\_  
 学科（専攻）長 \_\_\_\_\_ 印  
 報告書作成者 \_\_\_\_\_  
 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
 連絡先E-Mail \_\_\_\_\_

本校は、一般社団法人日本作業療法士協会生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）推進協力校認定制度規程に基づき、MTDLP推進協力（強化）校としての認定を申請します。

1. 養成校の要件

必須 WFOT認定校であること

WFOT認定日	年 月
---------	-----

2. 専任教員の要件

必須 専任教員6名以上在籍・全員が日本作業療法士協会・都道府県作業療法士会の会員である（認定作業療法士は氏名に○を付けること）

会員番号	氏名	会員番号	氏名	会員番号	氏名	会員番号	氏名

3. 本年度MTDLP教育内容の提出（シラバス等を別途添付すること）

※MTDLP教育内容は、MTDLP概論・模擬事例演習内容に準拠したものとす。科目名や時間数は任意だが、どの講義・演習がMTDLP教育に該当するかは明確にすること。

	講座名	コマ数	会員番号	担当専任教員氏名
概論				
演習				

4. 都道府県作業療法士会主催のMTDLP研修会に協力していること

必須 一昨年度・昨年度実績として下記①～③のうち1つ以上

都道府県士会MTDLP研修会への協力内容	実施に○
①MTDLP研修会の会場を提供している	
②MTDLP研修会の講師・ファシリテーターとして協力している	
③MTDLP研修会の事務・運営に協力している	

5. 臨床実習（4週間以上の臨床実習）でMTDLP利用を推進していること

必須 ①、②のいずれかを満たすこと

臨床実習でMTDLP利用を推進しているか	実施に○
①一昨年度の臨床実習で30%以上の学生がMTDLPを活用した。	
②昨年度の臨床実習予定施設のうち50%以上の施設に対し、学生がMTDLPを活用できるよう臨床実習指導者へ働きかけている。	

6. 専任教員がMTDLP研修を履修していること

必須 ①、②を満たすこと

①基礎研修修了者がMTDLP概論・模擬事例演習を担当すること

②基礎研修修了者が3名以上、もしくは実践者研修修了者（または指導者）が1名以上在籍していること

会員番号	氏名	修了状況	会員番号	氏名	修了状況
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者
		基礎・実践者・指導者			基礎・実践者・指導者

**MTDLP推進協力強化校の認定申請を希望する場合は、以下をご記入下さい**

MTDLP推進協力強化校 申請要件(MTDLP推進協力校認定制度規程細則第2条2)

7. 上記1～6の項目をすべて満たしている。

8. 特筆すべき内容のMTDLP教育を行っており、その内容や成果を他養成校へ伝えることができる。

**特筆すべき教育の成果や教育内容を以下に記入する(別紙添付でも可)。**

--

別記第2号様式 MTDLP 推進協力（強化）校認定申請書（更新申請用）

別記第2号様式

(一社)日本作業療法士協会会長 様

生活行為向上マネジメント推進協力（強化）校認定申請書（更新申請用）

養成校名					
住所					
担当者名			担当者メール		
本年度、MTDLP推進協力（強化）校としての申請を（該当するものに☑する）	<input type="checkbox"/> 更新する。前回の申請内容、基準に変更なし（以下、記載の必要なし）				
	<input type="checkbox"/> 更新する。前回の申請内容に変更あり（変更点を記入する）				
	<input type="checkbox"/> 更新する。基準に変更あり（変更点を記入する）				
	<input type="checkbox"/> 更新はしない（記載の必要なし）				
	要件	要件満たす（または該当）に○	基準など		
1	WFOT認定校である		_____年度～		
2	専任教員の要件（①～③すべてを満たす） 以下に教員氏名と協会会員番号を記入する	①		専任教員6名以上在籍	
		②		全員が日本作業療法士協会の会員である	
		③		全員が都道府県作業療法士会の会員である	
	会員番号	氏名	会員番号	氏名	会員番号
氏名の後ろに、MTDLP研修修了状況（基礎研修修了者は基、実践者研修修了者は実、指導者は指）を記載する					
3	MTDLP教育内容の提出	※当年度シラバスを別紙添付			
4	士会等への研修協力（前年度実績①～③の1つ以上を満たすこと）	①		MTDLP研修会の会場を提供している	
		②		MTDLP研修会の講師・ファシリテーターとして協力している	
		③		MTDLP研修会の事務・運営に協力している	
5	臨床実習（①、②のいずれかを満たすこと）	①		一昨年度の臨床実習で30%以上の学生がMTDLPを活用した	
		②		昨年度の臨床実習予定施設の50%以上に学生がMTDLPを活用できるよう働きかけた	
6	専任教員のMTDLP研修履修（①、②を満たすこと）	①		基礎研修修了者がMTDLP概論・模擬事例演習を担当している	
		②		基礎研修修了者が3名以上、もしくは実践者研修修了者（または指導者）が1名以上在籍している	
7	特筆すべき取り組みの伝達について	※内容を別紙記載し、添付すること			
申請基準	<input type="checkbox"/> MTDLP推進協力校		<input type="checkbox"/> MTDLP推進協力強化校		

2020年度第5回定例理事会（2020年11月28日）にて生涯教育基礎研修制度規程および細則が改定されました。今般の改定は、主に協会の生涯教育システムの整備によってWebを使用した申請が可能になったこと、厚生労働省指定臨床実習指導者講習会の修了を更新申請要件に加えたこと等に伴うものです。

(改定箇所を赤字・青字で表示)

一般社団法人 日本作業療法士協会

## 生涯教育基礎研修制度規程

2016年7月16日  
2020年11月28日

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会(以下、本会)が設けた生涯教育基礎研修制度(以下、本制度)に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、作業療法に関する水準の維持・向上及び作業療法士の専門性と社会的地位の一層の確立を図るために、必要な事項を修得し臨床実践の共通的・基礎的能力の向上及び複数領域で対応可能な実践力を養うことを目的とする。

(定義)

第3条 本会生涯教育基礎研修修了者(以下、基礎研修修了者)とは、作業療法士として臨床実践に臨むにあたり、基礎的で共通の知識の学習と生涯学習の意義や方向性の理解を深め、わが国で働く作業療法士として基本的に理解しておくべき作業療法の理論と実践方法について修得した者をいう。

(適用範囲)

第4条 本規程は、本会の正会員に対して適用する。

(本会の役割)

第5条 本会は基礎研修修了者の育成、社会的地位の向上及びその活動の支援等のために必要な業務を積極的に行う。

2 本制度の整備・改定に関する必要な業務は、教育部(生涯教育委員会)がこれを行う。

3 本制度の研修の企画・運営に関する必要な業務は、都道府県作業療法士会と協力してこれを行う。  
4 基礎研修の修了、更新に必要な業務は、本会事務局がこれを行う。

(本制度の整備・改正)

第6条 本制度の整備・改正は、教育部(生涯教育委員会)が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。  
2 教育部(生涯教育委員会)は、本制度が整備・改正されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(要件)

第7条 基礎研修修了者の初回修了要件、更新要件等は、本制度規程細則に定める。

(修了の手続)

第8条 本制度規程に基づく手続きは、**本会の正会員が本制度規程細則に定める申請書類を本会事務局に送付することによって始まる会員ポータルサイト上で行う。**

2 **書類**審査は、本会事務局がこれを行う。  
3 本会は修了者に基礎研修修了証を交付する。

(情報公開)

第9条 本会は、基礎研修修了者が国民の保健・医療・福祉の向上に資する資格であるという公益性に鑑み、基礎研修修了者の氏名、会員番号、所属都道

- 府県作業療法士会名、所属施設名等を公開する。
- 公開する範囲は、~~本会会員名簿~~、所属都道府県作業療法士会、所属施設の長、本会ホームページ、その他本会が必要と認める範囲とする。

(有効期間)

- 第10条 基礎研修修了の有効期間は、申請のあった月の1日を起算日として5年間とする。
- 基礎研修修了者は、有効期間内に更新申請を行わなければならない。
  - やむを得ない事情により有効期間内に更新の申請ができない者は、本制度規程細則に定める手続により有効期間を延長することができる。延長期間は原則2年以内とする。

- 有効期間内に更新申請を行わなかった場合は、基礎研修修了資格は失効する。ただし本制度規程細則に定める更新手続きを行うことにより基礎研修修了資格を再取得することができる。

(規程の変更)

- 第11条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

附 則

- この規程は、2016年7月16日より施行する。
- この規程は、2020年11月28日から一部改正により施行する。

一般社団法人 日本作業療法士協会

## 生涯教育基礎研修制度規程細則

2016年7月16日  
2020年11月28日

(目的)

- 第1条 本細則は、一般社団法人日本作業療法士協会生涯教育基礎研修制度規程の施行にあたり、必要な事項を定める。

(生涯教育基礎研修修了申請要件)

- 第2条 申請要件は下記項目すべてを満たすこと。
- 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有すること。
  - 一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）正会員であること。
  - 都道府県作業療法士会（以下、士会）正会員であること。
  - 下記の3項目の条件をすべて満たしていること。
    - 士会が主催する生涯教育基礎研修の現職

者共通研修10テーマの受講を修了している。

- 士会が主催する生涯教育基礎研修の現職者選択研修必修研修（生活行為向上マネジメント（MTDLP）基礎研修）の受講を修了し、現職者選択研修4種（領域）から1つ以上の受講を修了している。
- 本会、士会が主催・共催する学会や研修会、他団体が開催し、本会が認める学会や研修会への参加や発表、および臨床実習指導等で得られる基礎研修ポイントを50ポイント以上取得している。

(生涯教育基礎研修修了申請手続き)

- 第3条 生涯教育基礎研修修了申請をする者は~~以下の書類を整え、書留あるいは簡易書留にて本会事務局に提出する。~~封筒には「生涯教育基礎研修修



~~子申請書と朱書きする会員ポータルサイト上で行う。~~

2 修了の申請は、修了要件を満たした時点から行うことができる。

~~3 申請書類は以下の通りとする。~~

- ~~(1) 本会の当該年度会員証の写し~~
- ~~(2) 生涯教育受講記録（生涯教育基礎研修修了申請書に必要事項を記入）~~
- ~~(3) 返信用封筒（書留あるいは簡易書留分の切手を貼付）~~

（生涯教育基礎研修修了更新申請要件）

第4条 更新申請要件は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 本会正会員であること。
- (2) 申請時において、生涯教育基礎研修修了者であること。
- (3) 士会正会員であること。
- (4) 申請時において、基礎研修ポイントが50ポイント以上あること。
- (5) 臨床実習指導者講習会の受講を修了すること。ただし、2020年3月31日時点で生涯教育基礎研修を修了している者を除く。

（生涯教育基礎研修修了更新手続き）

第5条 生涯教育基礎研修修了更新申請に必要な書類を整え、書留あるいは簡易書留にて本会事務局に提出するは会員ポータルサイト上で行う。封筒には「生涯教育基礎研修修了更新申請書と朱書きする。

2 更新の申請は、更新申請要件を満たした時点から行うことができる。

~~3 申請書類は以下の通りとする。~~

- ~~(1) 本会の当該年度会員証の写し~~

~~(2) 基礎研修修了更新申請書~~

~~(3) 生涯教育受講記録~~

~~(4) 返信用封筒（書留あるいは簡易書留分の切手を貼付）~~

（有効期間延長の手続き）

第6条 生涯教育基礎研修修了資格の有効期間を延長しようとする者は別記様式にて本会事務局に申請する。

2 期間延長の理由は、留学、海外勤務、出産休暇、育児休暇、介護休暇、長期病気療養、その他やむを得ない事情によるものとする。

3 申請の時期は、延長理由が発生した後、有効期限が終了する時点とする。但し、教育部長が認めた場合は、この限りではない。

4 申請に際し、期間延長の理由を証明する書類を本会事務局に提出する。なお、この書類は、産休・育休等の長期休暇の開始日から終了期間を証明する書類とする（職場の施設長が証明するもの、施設に所属しないものは出産を証明するものの写し等）。

5 延長の期間は、出産1回につき2年以内、その他必要に応じて定める。

6 期間延長申請に基づき教育部長が確認し、結果を通知する。

（細則の変更）

第7条 この細則は、理事会の決議によって変更できる。

## 附 則

- 1 この規程は、2016年7月16日より施行する。
- 2 この規程は、2020年11月28日から一部改正により施行する。

別記様式（第6条関係）

	申請日	年	月	日					
一般社団法人日本作業療法士協会 会長 ○○ ○○ 殿									
	会員番号：								
	氏 名：			印					
生涯教育制度基礎研修修了資格の有効期間延長のお願い									
私は、下記の通り、生涯教育制度基礎研修修了資格の有効期間の延長を申請します。									
記									
期間延長の理由：									
現在の有効期間：	年	月	1日	から	年	月	末日		
延長申請の期間：					年				
希望休止期間：	年	月	1日	から	年	月	末日		
添付書類：									
㊦ 証明書（産休、留学、海外勤務等を証明するもの）									
㊧ <del>生涯教育手帳</del> 受講記録返信用封筒（切手貼付済み）									
以上									

# 第54回日本作業療法学会 報告

学術部 学会運営委員会

去る2020年9月25日から10月25日までの1ヵ月間、日本作業療法士協会主催の第54回日本作業療法学会が開催された。本学会はCOVID-19感染拡大防止のため、日本作業療法学会初のオンデマンド型のWeb開催となった。テーマは「作業の魅力・作業の力～暮らしを支える作業療法の効果～(The Attractions and Potentiality of Occupation -The effect of Occupational Therapy supporting people's daily life-)」であった。

プログラムは、学会長講演、基調講演、教育講演、シンポジウム、口述発表とポスター発表、専門作業療法士セミナー、協会に認定されたSIGを対象とした一般公募型のセミナーという構成で、質疑応答機能も設けられた。採択一般演題総数は1,325題で、口述発表は534演題(うちスペシャルセッション4題、英語セッション4題)、ポスター発表は791題であったが、口述発表においては2題が、ポスター発表においては8題が未発表となった。

学会長講演「作業の魅力・作業の力」では、石川隆志学会長(秋田大学)がこれまでの協会学術活動の足跡を紹介し、自らのこれまでの経験を踏まえて作業の魅力と作業の力について語られ、作業に焦点を当てた取り組みとその学術的根拠の蓄積を希望する旨の発言があった。

基調講演は、小林法一氏(東京都立大学)による「作業に焦点を当てた老年期の作業療法」、Michael D. Fetters氏(ミシガン大学)による「混合研究法への招待」、樋口重和氏(九州大学大学院)による「生活環境と睡眠・生体リズムおよび健康の関係」の3つの講演が、教育講演は、小林正義氏(信州大学)による「統合失調症の認知機能を促進させる作業の使い方」、辛島千恵子氏(名古屋大学)による「地域・暮らしを支える臨床研究-実践学としての作業療法の発展と混合研究-」、大山峰生氏(新潟医療福祉大学)による「上肢



石川隆志学会長講演

筋の活動特性と臨床応用の可能性」が行われた。また、「組織的学術研究体制構築の取り組み」、「人の活動と休息のリズムに対する作業療法の役割」、「科学技術(ロボット・AI・ICTなど)を活用した暮らしを支える作業療法の効果」、「作業の魅力・作業の力～当事者から作業療法士に期待すること～」という4つのシンポジウムと、Guillaume PELÉ氏(フランス作業療法士協会副会長)を迎え国際シンポジウム「フランスにおける作業療法～その現状と課題～」が開催された。

公開講座は、田平隆行氏(鹿児島大学)を講師として迎え、「Data Based で考える認知症の生活行為に対する支援」のテーマでご講演いただいた。認知症の理解と支援について根拠に基づいた有益な講演であった。さらに、10領域の専門作業療法士セミナー、16の公募制のセミナーも開催された。

COVID-19感染拡大の影響を受け初のオンデマンド型のWeb学会となったが、約3,300人の参加登録と延べ39,700回の視聴回数を得たこと、参加者のアンケート結果でも高評価を得たことから、成功裏に終えることができた。



# 知っておきたいキーワード

## 司法編② 「裁判と審判」

### 質問

前回の「他害行為後の処遇の流れ」の図で、検察庁の先が「裁判」と「審判」に分かれています。他害行為をしても裁判にならないことがあるのでしょうか？

### 回答

前回、警察での逮捕から裁判所への起訴、裁判および判決、刑の確定後に刑務所での刑期を務める流れを説明しましたが、お尋ねのとおり、起訴されずに裁判に移行しない場合があります。裁判により刑の判決が出ないということは、当然、刑事収容施設に移行することはありません。その処遇の流れと意味を理解しておきましょう。

まず裁判に移行しない例外として、被疑者が成人でない場合（20歳未満）があります。これは少年保護手続に関する刑事訴訟法の特則を規定した法律（少年法）の管轄となり、原則として家庭裁判所により保護更生のための処置が下されます。送致されるのも刑務所ではなく少年院となり、教育や外泊訓練等、社会復帰に向けた支援が行われます。

上記以外としては、刑法第39条に「心神喪失者の行為は、罰しない。また、心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する」と規定されていることが影響しています。被疑者の行為を犯罪として取り扱うか、否かです。犯罪として取り扱わないという場合は、何らかの疾病（精神病）等による原因での他害行為として取り扱うことによって、手続きや処遇が異なってきます。その場合に関与する法律は、精神保健福祉法と医療観察法（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）です。

まず、警察および検察庁の段階で、犯罪（他害行為）の捜査中に、被疑者の行った犯罪行為が精神障害による自傷他害（のおそれも含む）の行為にあ

ると判断した場合は、精神保健福祉法の警察官通報（第23条）、検察官通報（第24条）が適応され、精神保健指定医の診察の後、措置入院に移行することもあります（**図中①の矢印**）。措置入院となったから犯罪行為が免責になったということではなく、入院中や退院後に起訴され裁判となることもあります。しかし多くの措置入院事例が起訴はされず、精神保健福祉法における治療や障害者総合支援法による支援に移行すると考えてよいと思います。

もう一つの異なる処遇の流れは、検察庁の捜査段階で、その犯罪が精神障害により心神喪失等（心神耗弱を含む）の状態を引き起こされ、殺人や放火等（未遂を含む6罪種）の重大な他害行為にあたと判断された場合です。その場合は、検察官は裁判所に起訴するのではなく、医療観察法の審判の申立てを裁判所に行うこととなります（**図中②の矢印**）。裁判所の審判において医療観察法上の治療が必要であると決定された場合（入院処遇等）は、医療観察病棟に入院することとなります。司法精神医療を受けながら、社会復帰調整官（法務省保護局保護観察所）の支援等によって、社会復帰を目指すこととなります。県市町村、精神医療や医療観察病棟、保護観察所等、多様な機関が関わってくるのも特徴と言えます。

今回は、刑事収容施設について解説します。

- 1) 三川年正、他：触法障害者への支援と今後の方向性。OTジャーナル 53(2)：108-114、2019

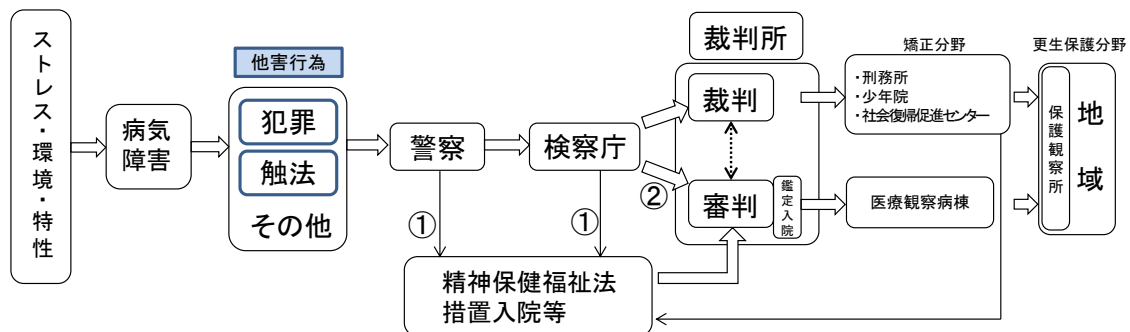


図 他害行為後の処遇の流れ（文献1に一部加筆）

## 障害福祉編③ 「障害福祉サービスを活用するなら、指定一般相談支援へ」

### 質問

現在精神科病院で働いています。病院では入院患者さんの退院支援に関わっています。地域生活のために住むところなどを探していますが、入院中でも福祉サービスによる退院準備の支援を利用できると聞きました。どのような支援を利用できるのでしょうか？ また利用するためにはどうしたら良いのでしょうか？

### 回答

対象者の地域生活を準備し、その後の生活を支えていくサービスのなかに一般相談支援事業所が行う地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）というサービスがあります。地域生活への移行に向けた支援のイメージを下図に示します。

①地域移行支援：精神科病院に入院している精神障害者等または障害者支援施設等に入所している障害者に対して、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、居住の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談のほか必要な支援を行うサービスです。具体的なサービス内容としては、依頼を受けた相談支援専門員が病院を訪問し、面談を行います。その後本人の同意のもと基本情報を共有して、本人の意向に沿って地域移行支援計画を作成します。相談支援相談員は、退院に向けた支援会議にも参加し、地域移行支援計画に沿って、暮らす住居の確保や福祉サービスなど日中活動に関する利用支援、外出の際の同行、地域生活に関する相談などを行い、退院までの支援を行います。退院に向けての支援会議の中では各担当者と共に地域生活で困ったときのクライシスプランの作成と地域の支援体制の構築も行います。精神科病院からの退院や障害者支援施設からの退所だけでなく、救護施設または更生施設に入所している障害者、刑事施設、少年院に収容されている障害者、更生保護施設に入所している障害者等も対象になります。

②地域定着支援：居住において単身等で生活している障害者に、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように

常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談やその他の必要な援助を行うサービスです。具体的には24時間体制の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握します。また関係機関との連絡体制の調整を行い、緊急時に対応する体制を維持し、安心した生活を送れるように支援を行います。施設や病院等からの退所や退院だけでなく、家族との同居から一人暮らしに移行した場合や地域生活が不安定な人も含まれます。ただしグループホーム、宿泊型自立訓練の利用者は対象外になります。

地域移行支援、地域定着支援を利用するためには他の福祉サービスの利用と同じような手続きとなります。利用者からの申請にてサービスが開始されるため、病院や施設等に入院、入所している本人が利用申請の意思を伝えるのはとても難しいのが現状です。「住むところがあれば退院、退所できる」などの関係者からの発信がポイントとなります。まずは各市町村の障害福祉担当窓口や相談支援事業所にお問い合わせください。

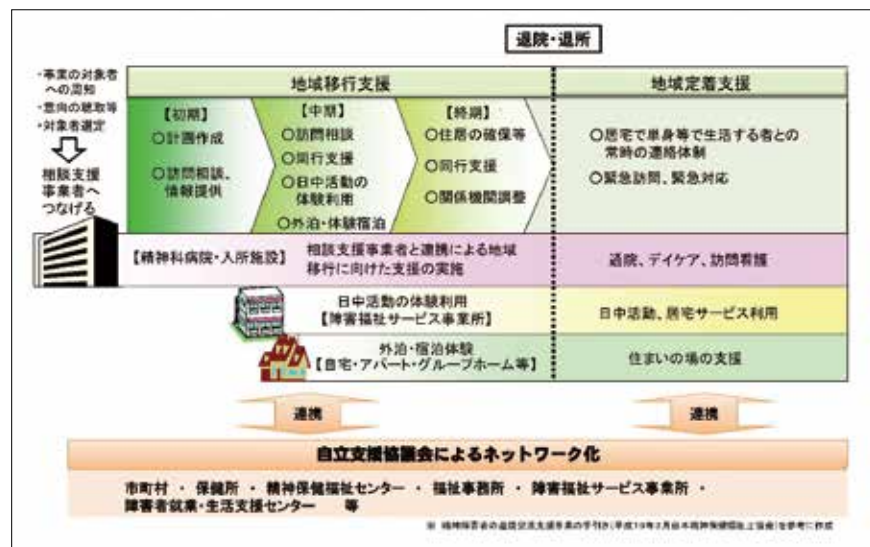


図 地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）

## 高校生のための普及啓発事業 —オンライン座談会の開催報告—

公益社団法人 茨城県作業療法士会 小山 貴士

### 【はじめに】

当士会では例年、「高校生見学会」を実施してきた。これは、一般社団法人茨城県リハビリテーション専門職協会（以下、IRPA）との協働事業であり、夏期に県内の病院や施設で高校生の見学を受け入れ、各リハビリテーション専門職の概要説明や実際の臨床場面の見学、模擬患者体験等をしてもらうといった高校生のための普及啓発事業である。昨年度実績では400名以上の参加があり、全体的に満足度は高く、受け入れ施設側からも「高校生に理解を深めてもらえたようだ」との肯定意見が多数を占める等、有意義な事業となっていた。

今年度はCOVID-19の感染拡大により事業形態の見直しが必要となり、当初は代替案として啓発チラシの配布やIRPAのホームページで質問を受け付け、個別に回答をすることが検討されていた。しかし、リハビリテーション専門職が高校生に直に意見を届けられる機会の必要性を感じ、オンラインで高校生とリハビリテーション専門職が繋がる「オンライン座談会」を開催する運びとなった。以下に感想を交え、その概要を報告する。

### 【事業概要】

#### 開催までの準備

開催内容をIRPA担当者からメールで教育委員会へ送り周知を依頼し、昨年参加高校へは電話にて案内をした。そして各職種の概要、県士会ホームページや啓発動画へのリンクを掲載したリーフレット(図1)を申し込みのあった59校(公立45校、私立14校)へ配布した。

参加者には、個別での申し込み手続き時に質問を募集し、事前にオンラインでの参加方法や諸注意事項を伝えた。

#### 開催当日

2020年8月9日・30日の2日間、Zoom Cloud

Meetingsを用いて開催し、各日3～5回に分け、延べ44名(申し込み総数57名、事前・当日キャンセル13名)の高校生が参加した。参加者の内訳として、3年生60%、2年生30%、1年生10%であり、男女比は6:4であった。参加申し込み時点での希望職種は、作業療法士39%、理学療法士47%、言語聴覚士8%、未確定6%であった。主催側として、IRPA担当者、各療法士会の担当代表者1名ずつが参加した。1回あたり約40分間で、各職種の概要説明を含む自己紹介、事前にもらっていた質問への回答、その場での質疑応答や意見交換を行った。なお、参加者全員に同意を得てカメラはONとし、主催側、高校生ともに顔の見える状態で実施された。

作業療法士を希望する高校生から挙げた質問を一部抜粋する(図2)。各療法士の概要ややりがい、養成校による教育の違い等から、収入等の福利厚生、最新の研究分野や今後の見通し等、オンラインならではの多岐にわたる質問があった。また、各回共通してCOVID-19の影響や感染対策に関する質問があった。その他、参加者のなかには事前に当士会の啓発動画を観たうえで、身体障害領域と精神障害領域の作業療法の違いや、作業療法のなかで心理学がどう扱われるのかについて質問する方、インターネットで得た平均所得等についての情報を基に詳細を質問する方もいた。質問への回答については、データとして出ているものがあればそれを参照しつつ、内容によっては回答者個人の経験も交えながら、やや砕けた雰囲気の中で活発に意見交換が行われた。参加した高校生からは、直接情報やアドバイスをもらえて良かったとの声が多数あった。一方で、実際の現場の見学を希望する声も多く聞かれた。

### 【オンライン開催の課題】

参加者側の音声・カメラトラブルが多少あったものの、ホストが個別にチャットにて対応し大きな問



図1 高校生向けオンライン座談会チラシ

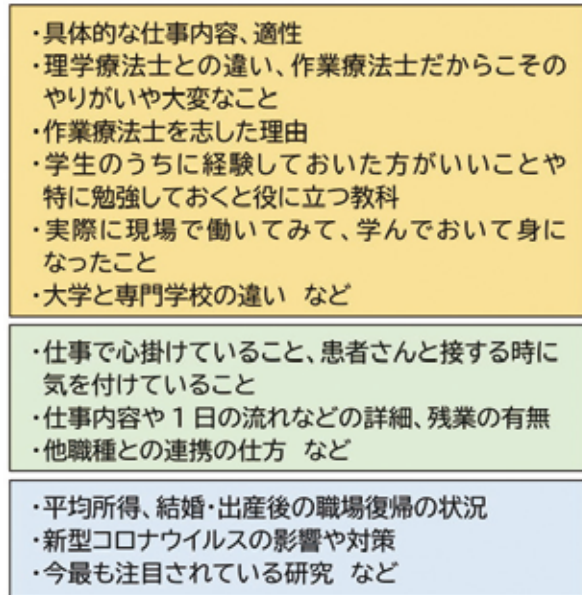


図2 高校生からの質問 (抜粋)

題はなく開催することができた。

参加者数は、例年の高校生見学会に比して大幅に減っている。あくまで個人的な見解ではあるが、背景としては以下の2つを考えている。1つは、各回で参加者数を上限6~7名になるよう調整したことである。これは、当日のオンライン座談会に参加するスタッフ数と各回で対応可能な質問数を見て、こちらからの一方的なかたちではなく参加した高校生全員と意見交換ができるようにと配慮した結果である。もう1つは、初のオンライン開催ということで、開催する側である我々が未知の部分が多かったように、高校生側も具体的なイメージをもちにくかったのではないかと考える。画面上とはいえ療法士に直接質問や意見交換をすることに、職業の具体的なイメージができていないと身構える方もいたのではないかと推察する。

### 【今後の展望】

例年の高校生見学会、今回のオンライン座談会にはそれぞれ以下のような特徴があると考えられる。

高校生見学会は、実際の臨床現場の見学や体験会を通して具体的なイメージをもつことに繋がり、何よりセラピストや対象者の方も含めた現場のさまざまな雰囲気を肌で感じることができる。一方で、参

加する高校生の意識や関心の度合いもさまざまであり、緊張から収入や福利厚生等についてはその場で聞きにくいことなどが予想される。

オンライン座談会は、まさにその部分をざっくばらんに意見交換できたのではないかと考える。実際に、参加者の多くが開始時には緊張した面持ちであったが、終盤には笑顔が見られ発言が増えていた。また、自宅でリラックスした雰囲気に参加できる等、オンラインならではの良さが見られた。高校生からの多岐にわたる質問への回答の質という部分では、今後は参加スタッフをさまざまな領域から募る等の工夫も必要かもしれない。

そう考えると例年の高校生見学会と、今回のオンライン座談会は同じ普及啓発のための事業とはいえ、それぞれの役割が微妙に異なるのではないかと感じており、参加者数のみで高校生の関心の有無を推し量るべきであるかは疑問である。

作業療法士についてはまだまだ一般的に認知されているとは言い難く、養成校に入学する前である高校生への普及啓発活動が大きな意味をもつことは言うまでもない。今後は、何かしらのかたちでの見学会とオンラインでの交流機会の両方を実施することも検討していきたいと考えている。



# MTDLP 実施・活用・推進のための 情報ターミナル

次の扉を開く！ 啓発・普及から定着・展開へ

第 28 回

生活行為向上マネジメント士会連携支援室

## MTDLP 推進協力校の紹介と MTDLP 推進協力校制度 改定のお知らせ

教育部養成教育委員会  
MTDLP 士会連携支援室教育推進班

### 1. MTDLP 推進協力校の紹介

本誌第 84 号 (2019 年 3 月 15 日発行) で「MTDLP 推進協力校制度の紹介と養成校への取り組み啓発」と題し、生活行為向上マネジメント (以下、MTDLP) 推進協力校制度 (以下、本制度) を紹介しました。本制度は、学内教育および作業療法参加型臨床実習 (MTDLP を活用した診療参加型実習の方法で行う作業療法臨床実習) における MTDLP 教育を普及・啓発・推進するため、日本作業療法士協会が一定の基準を設けて MTDLP 教育に寄与できる作業療法士学校養成施設 (以下、養成校) の審査・認定を行うことを目的としております。

2020 年度より、MTDLP 推進協力校連絡会を立ち上げ (表 1)、1 回目を 2020 年 9 月 2 日、2 回目を 12 月 9 日に会議を開催し、MTDLP 教育推進班による「推進協力校制度改定」の情報発信や、「MTDLP 教育も含めた学内実習等の工夫」について推進協力校間の情報共有を行いました。

会議は年 4 回程度の開催を予定しています。

表 1 MTDLP 推進協力校連絡会 参加養成校一覧 (順不同)

YMCA 米子医療福祉専門学校	岡山医療技術専門学校
横浜リハビリテーション専門学校	四国医療専門学校
八千代リハビリテーション学院	大阪医療福祉専門学校 昼間部
藍野大学	岩手リハビリテーション学院
大分リハビリテーション専門学校	国際医療福祉大学
多摩リハビリテーション学院専門学校	北海道文教大学
愛媛十全医療学院	滋賀医療技術専門学校
島根リハビリテーション学院	藤華医療技術専門学校
広島大学	札幌医科大学
広島都市学園大学	



## 2. MTDLP 推進協力校認定制度の改定について

今回、さらなる MTDLP 教育の普及・啓発・推進のため、これまでの MTDLP 推進協力校の制度を改定し、新たに制度規程や細則、申請書を整備しました（本誌 p.14-20 参照）。この改定に伴い、認定された養成校名を協会ホームページに掲載し、認定証を発行するなどの変更も行っています。

表 2 に、本制度改正の主なポイントをご紹介します。

養成校のみなさまには、本制度の目的をご理解いただき、MTDLP 推進協力校への申請をしていただくようぜひともよろしくお願い申し上げます。

表 2 MTDLP 推進協力校制度改定の主なポイント

新制度の概要について	MTDLP 推進協力校は、 <b>MTDLP 推進協力強化校</b> （改定前の A 基準に相当）と <b>MTDLP 推進協力校</b> （改定前の B 基準および C 基準に相当）との 2 つの基準になります。	
	<b>MTDLP 推進協力強化校</b>	MTDLP 教育に必要な教員数と講義内容・時間数、作業療法参加型臨床実習を有し、MTDLP に関する学内教育および臨床実習を積極的に取り組んでおり、かつ、MTDLP 教育における特筆すべき取り組みがある
	<b>MTDLP 推進協力校</b>	MTDLP 教育に必要な教員数と講義内容・時間数、作業療法参加型臨床実習を有し、MTDLP に関する学内教育および臨床実習を積極的に取り組んでいる
認定有効期間	4 年間	
認定証	MTDLP 推進協力強化校、MTDLP 推進協力校の認定証を交付します。	
協会からの情報公開	MTDLP 推進協力強化校および MTDLP 推進協力校と認定された養成校名を協会ホームページなどで公開します。	
広告に利用可能	各養成校のホームページやパンフレットなどに MTDLP 推進協力強化校および MTDLP 推進協力校であると記載できるようになります（誇大広告は避けてください）。	
推進活動への協力	MTDLP 推進協力校および MTDLP 推進協力強化校間の情報交換を促進し、MTDLP 教育を拡充するため、 <b>MTDLP 推進協力校連絡会</b> にご参加いただけます。	
移行方法	2020 年度以前に MTDLP 推進協力校で更新手続きがすすんでいる場合は、相当する基準に自動移行します。 改定前の A 基準 → 改定後は MTDLP 推進協力強化校に自動移行します。 改定前の B 基準および C 基準 → 改定後は MTDLP 推進協力校に自動移行します。	

今後も MTDLP 士会連携室教育推進班の活動と MTDLP 推進協力校の取り組みについてこの誌面にてご紹介・ご報告いたします。

### MTDLP 関連情報は協会ホームページからいつでも見られます

QR コードからも直接、掲載ページに移動できます➡

◀ MTDLP 研修の履修促進に関する相談・問合せ ▶ [専用メールアドレス：mtdlp-master@jaot.or.jp](mailto:mtdlp-master@jaot.or.jp)

MTDLP のページはこちら ➡ [協会ホームページ「会員向け情報」](#) > 生活行為向上マネジメント



## 一人一人の作業療法士が「作業療法白書」をつくる

## 白書委員会

今号では、『作業療法白書 2020（仮称）』（以下、作業療法白書）の会員にとっての意味と発刊までのスケジュールをお示しするとともに、会員の皆様のご協力なくしてはできあがらないことを改めてお伝えしたい。

## ●どんな内容が盛り込まれるか

前号でもお伝えした通り、作業療法白書は「2015年以降の5年間に見られる変化と2020年時点の現状の分析、これから先の5年間を見据えた展望」を提示するものである。このために掲載する内容は、作業療法を取り巻く現状から作業療法士の就業状況、作業療法士の幅広い臨床活動の実態、作業療法士の養成教育から生涯教育までの広がり、作業療法士が働くさまざまな環境、学術研究活動、国際交流、協会による普及・振興活動、これまでの災害時の作業療法士の活動等々と幅広く、これらを会員管理システムのデータや協会各部署の保有するデータと活動記録、そして今秋に実施する会員向けの調査集計データをもとに明らかにしていくことになる。

## ●こんなふうを活用できる

作業療法白書によって全国の作業療法士および作業療法の実態が明らかになることで、個々の会員も自己の立ち位置を照らし出すことができ、個人および就労環境の過不足を把握して次の5年間に向けた準備をすることができる。また、今回の作業療法白書では、全国のデータを集積・提示するだけでなく、都道府県別のデータも提示し活用できるようにする予定である。これによって会員により身近な都道府県の実態が明らかになるので、これを地域の臨床活動や教育活動に役立てていただくとともに、会員個人だけではなく各士会が実施する都道府県や市町村等の自治体との連携活動にも活用していただけるものと考えている。

## ●白書ができあがるまで

作業療法白書発刊までの今後のおおよそのスケジュールは次のとおりである。現在、協会各部署が保有するデータの確認をしながら、今秋に実施する会員調査の調査項目を検討中である。7月までには調査項目を確定させ、調査基準日（2021年10月上旬を予定）に記入できるよう会員に向けて調査票を郵送。回答を速やかに回収・集計するとともに、作業療法白書の目次を最終確定させ、あらかじめ決定している執筆協力者により原稿を作成。校正、編集作業を経て2022年秋には完成し、会員の皆さんにお届けする予定である。

## ●ご協力いただきたいこと

作業療法白書をより有効なものとしてご活用いただくために、会員の皆さんにご協力いただきたいのは、①10月実施予定の調査への協力、②会員システムのデータ更新、この2つである。②については、2020年6月以降にご自身の会員情報を更新していない方は、今すぐにも「会員ポータルサイト」へアクセスし、ご自身の会員情報を確認し、現在の勤務状況・臨床活動等をできるだけ正確に入力し更新していただきたい。一人一人の作業療法士の情報が作業療法白書をつくるのだということをご理解いただき、ぜひご協力をお願いしたい。

会員ポータルサイトへの  
アクセスはこちら





### 2021 – 2022 年開催予定の国際学会に関する情報

#### 1. 第 7 回アジア太平洋作業療法学会 (7th Asia Pacific Occupational Therapy Congress)

開催日：2021 年 11 月 22 日～ 24 日

2020 年に開催を予定していた国内外の学会はその多くがオンライン開催への変更を余儀なくされ、また、いくつかの国際学会は 2021 年へ延期された。開催が危ぶまれていたフィリピンでの第 7 回アジア太平洋作業療法学会も昨年 10 月に 2021 年 11 月への開催延期と開催方法変更が正式発表された。2021 年 11 月 22 日～ 24 日の 3 日間、対面プログラムはなく、全てをオンラインで行う予定となっている。

COVID-19 はひとの健康のみならず、経済、産業、教育などに大きな影響をもたらした。フィリピンでは多くの作業療法士は個人経営であり、移動や行動の制限により収入が例年の 3～5 割に留まるまま補償もない時期が続き、それまでの貯蓄を切り崩しながら生活続ける作業療法士も多かったと聞く。しかし、フィリピン作業療法アカデミー（日本の本協会に相当）は第 7 回アジア太平洋作業療法学会の開催を諦めることなく、その実施時期と方法の模索を続けていた。そのようななか、フィリピン作業療法アカデミーは手探り状態であった国内学会をオンラインで開催し、成功裏に終わらせることができた。この経験がさまざまな不安を払拭し、今年度の第 7 回アジア太平洋作業療法学会の次年度への延期とオンライン開催への変更を大きく後押しした。

2020 年の夏ごろから「第 7 回アジア太平洋作業療法学会は延期されるらしい」との噂はあったものの正式通知はなく、気にかけていた会員も多かったと思う。しかし、学会実行委員会は事前参加登録者に向け変更内容を通知し、さらに今後、演題採択者へは参加の意志を再確認する作業に入る予定である（2020 年 10 月現在）。同時にオンライン開催への変更に伴う予算の再編を行っており、参加費についても決定次第案内されることとなっている。最新情報は学会ホームページに適宜掲載され、当協会のホームページでも会員向けに案内する予定である。

第 7 回アジア太平洋作業療法学会ホームページ：<https://www.apotc2020.com/>



#### 2. 第 2 回ヨーロッパ作業療法学会 (2nd COTEC-ENOTHE Congress)

開催日：2021 年 9 月 15 日～ 18 日

2020 年 9 月に開催予定であった第 2 回ヨーロッパ作業療法学会も 1 年延期され、2021 年 9 月 15 日～ 18 日にチェコのプラハで開催予定である。「Occupational Therapy Europe - building resilience in individuals, communities and countries」をテーマに、2020 年 10 月現在、対面での開催で準備を進めている。

第 2 回ヨーロッパ作業療法学会ホームページ：<https://www.cotec-enothe2021.com/>



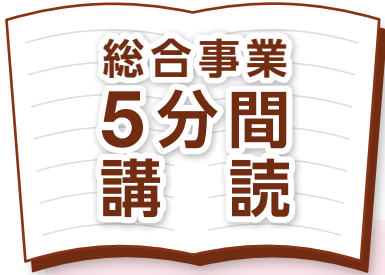
#### 3. 第 18 回世界作業療法士連盟大会 (18th WFOT International Congress)

開催日：2022 年 3 月 27 日～ 30 日

世界作業療法士連盟大会は 4 年に 1 回開催され、第 18 回は 2022 年 3 月 27 日～ 30 日にフランスのパリで開催予定である。作業療法の継続的な進歩を探索すべく、そのテーマを「Occupational R-Evolution」と掲げている。演題登録は 2021 年 3 月 17 日が締め切りとなっている。また、本大会では通常的口述発表・ポスター発表・ワークショップに加え、大学院生（博士後期課程）限定の発表枠「3 MINUTE THESIS」も予定されている。国際学会での発表を計画している院生の皆さんにとっては大きなチャンスである。

第 18 回世界作業療法士連盟大会ホームページ：<https://wfotcongress2022.org/>





「講読」とは「書物を読んで、その意味・内容などを解き明かすこと」とあります。作業療法士の実践を知り、自分なりの総合事業のあり方を考える道具としてご活用ください。

## 地域包括推進部 地域ケア会議班 3年間の歩み

リハビリテーション病院 すこやかな杜

杉本 徹

### はじめに

高齢化率の高い高知県は、介護予防において県独自の長寿県構想を策定し、「いきいき百歳体操」などを考案、多くの高齢者に集いの場を提供するため先進的に取り組んでいる県でもある。県庁所在地である高知市には、県民70万人中46%の人口が集中しており、2016年時点で高齢化率27.7%と高知県の中では比較的若い世代が多く集まる市町村といえる。高知市は圏域が10地区に分散し、それぞれの圏域で2ヵ月に1回程度の割合で地域ケア会議が開催されており、内容は高齢者や介護予防に特化したものでなく「見える事例検討会」という方式を用いた、難渋する1事例に対して地域課題を含め話し合う方法を実践している。また、高知県では3年前まで、理学療法士はほぼ全市町村の地域ケア会議に参加していたが、作業療法士は県下36%の市町村、16名の参加に留まっていた。そういった状況のなかで筆者は、3年間にわたり高知県作業療法士会地域包括推進部の地域ケア会議班の班長として人材育成に努め、自身も高知市の地域ケア会議を中心に参加しながらその必要性を会員に周知する活動を行った。その結果、3年間で40名程度の作業療法士を派遣できるまでに至ったので、その経緯を報告する。

### 作業療法士が地域ケア会議に参画できた ポイントを振り返る

- ① 病院圏域で開催されている地域ケア会議を見学することで地域の専門職とつながる  
3年前に地域ケア会議班の班長を引き受けた当時、筆者は、地域ケア会議に関して高知県リハビリテー

ション職能三団体協議会が主催する研修会を聴講する程度であり、実際の地域ケア会議には参加したことのない頼りない状況であったが、人材育成の必要は感じていたため単純に人材育成研修会を開催することを責務と感じていた。まずは地域ケア会議の現場を知り、自身のスキルを獲得するためにも、事業所の圏域で開催されている地域ケア会議に打診し見学することから参加を試みた。回復期を担う医療機関の管理者という比較的勤務時間に融通が利く立場にいたこともあり、業務の合間を縫って毎回参加することで、徐々に担当地区の地域高齢者支援センター職員とも顔見知りとなり、2年経過した頃には、介護支援専門員が多数参加する「自立支援」への研修会参加や研修講師依頼、また地域ケア会議を進行するファシリテーターの研修にも推薦いただき、助言参加の一方で会議の進行をする機会も得ることができた。

#### ② 地域の専門職とつながることで病院業務の見直しができる

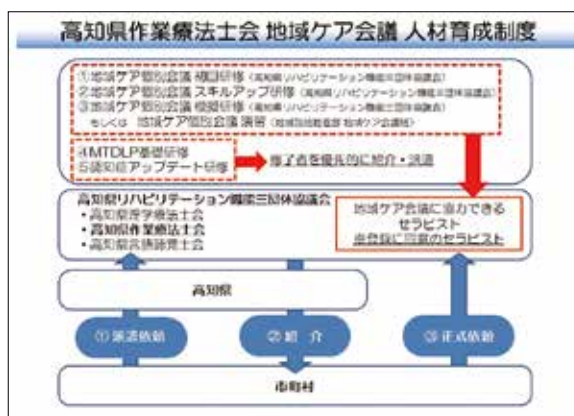
地域の専門職と一緒に仕事をする中で、病院で行われている作業療法は「退院＝ゴール」との意識が強く、対象者が地域で安心して暮らせるようになるまでの支援としては不十分なのではないかと気づくことができた。それと同時に地域の専門職と仕事をする中で作業療法士が当たり前のようになっているADLやIADLの支援方法が、地域の専門職の方々の役に立てることにも気づくことができた。

#### ③ 他市町村の地域ケア会議を視察する

高知市特有の地域ケア会議から、自身の知見を広げるためにも、他市町村の地域ケア会議の視察を行った。これにより、地域ケア会議の方法を学習するとともに、参加している作業療法士の助言が千差



研修会にて高知県の地域ケア会議の現状を伝える



高知県作業療法士会 地域ケア会議 人材育成制度

万別であり、生活課題に対する助言が不十分なこと、行政のニーズに応えることができていない場面に直面することもあり、県士会全体のスキルアップが必要と強く感じる事ができた。

④ 自分が体験し感じたことを伝えることと、必要な研修会を設定すること

現在、高知県作業療法士会は、高知県リハビリテーション職能三団体協議会で実施している地域ケア会議に関する「初回研修」「スキルアップ研修」「模擬研修」に加え、助言に必要と考えた「MTDLP 基礎研修」「認知症アップデート研修」を受講・修了した県士会員を、自治体からの要請があった場合に助言者選出の対象とするライセンス制度を導入した。また、新しく助言者に選出された県士会員には、「自立支援」「生活行為」の観点から作業療法士としての助言が行えるように「フォローアップ研修」も実施した。「人材育成」を制度に落とし込むことによってその重要性を周知することに努めた。

地域ケア会議に参加するために研修会を多く設定し、ライセンスの敷居を高くしたが、地域ケア会議に参加する会員はむしろ増加した。その要因として、地域に関心を示す会員が多くいたこともあるが、地域ケア会議や地域の支援事業で自分が体験したことを開催される研修会の中に組み込み伝達できたことも一つと考えられる。

作業療法士が地域ケア会議に参画するための今後の課題

地域ケア会議や地域活動支援事業に参加し、その

地域の実情や地域課題を目のあたりにした時、課題に対応できる専門職や地域支援者の協働は欠かせない。特に状況のアセスメントから達成可能な課題を抽出し、解決に参加できる人や物や制度、取り組みなどの地域資源をマネジメントできる能力が必須である。MTDLPはそのための有用なツールであるが、それを使いこなせる作業療法士の参画がまだまだ不足している状況は寂しい限りである。高知県においては、作業療法士は理学療法士に比べ、地域にさほど認知されていない。しかしながら、活躍できる能力は有している。依頼を待っていても、認知されていないのでは声はかからない。こういった状況を理解しているが、さまざまな事情で参画できていない作業療法士が多数存在することも事実であり、課題とも捉えている。私たち高知県作業療法士会は、そのさまざまな事情をどのような手段で乗り越えていくか、一人一人の事情に即して試行錯誤しながら解決していくことが今後の課題と考える。

地域包括ケアシステム推進委員会  
佐藤孝臣 理事より一言

杉本氏の報告を読んで高知県作業療法士会の熱心かつ諦めない活動が地域に根差しているさまが分かり、感慨深いものがあった。私事であるが、縁があり6年前から高知県の依頼で各市町村のケア会議立ち上げの支援に介入している。そのなかで高知県内各市町村の作業療法士に対する期待は確実に高まっていることを感じる。今後のますますの活躍を期待したい。



## 2020年度 協会主催研修会案内

COVID-19の影響により、今年度の対面研修は全て中止といたしました。ご了承ください。  
 なお、Webシステムを使用した研修会の開催を検討・準備しています。開催が決まったもの、調整中のものを下記に記載いたします。  
 状況により変更があることもご承知おきください。

認定作業療法士取得研修 選択研修			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
老年期障害の作業療法⑤ 高齢者に対する作業療法	2021年2月26日(金)～2月28日(日)	Web開催	20名

専門作業療法士取得研修			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
基礎研修：受講要件はありません。臨床経験や認定取得状況に関わらず、入会后臨床1年目から受講可能です。			
手外科	詳細は日本ハンドセラピー学会のホームページをご覧ください。		

作業療法重点課題研修			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
運転と地域での移動手段に関する研修会	2021年2月20日(土)～2月21日(日)	Web開催	80名
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた作業療法研修会	2021年2月27日(土)～2月28日(日)	Web開催	60名
グローバル活動セミナー 海外で働く、学ぶ、生活する ～作業療法士が活躍できる海外の選択肢～	2021年1月24日(日)	Web開催	30名
生活行為向上マネジメント指導者研修②	2021年2月6日(土)～2月7日(日)	Web開催	40名
教員・実習指導者のためのMTDLPを活用した作業療法教育法	2021年1月31日(日)	Web開催	60名

臨床実習指導者実践研修会			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
※開催日までには講義動画を視聴しておく必要があります。詳しくはホームページをご確認ください。			
臨床実習指導者実践研修会①	2021年1月30日(土)	Web開催	60名
臨床実習指導者実践研修会②	2021年2月11日(木)	Web開催	60名

eラーニング講座			
講座名	日程(予定を含む)	開催地(予定を含む)	定員数
各講座の申込期間について、詳しくは会員ポータルサイトをご確認ください。			
専門作業療法士(認知症)取得研修 基礎Ⅰ	2020年12月1日(火)～2021年1月30日(土)	eラーニングシステム使用	
専門作業療法士(高次脳機能障害)取得研修 基礎Ⅳ	2020年12月1日(火)～2021年1月30日(土)	eラーニングシステム使用	
がん・非がんの緩和ケア ～作業療法実践に必要な緩和ケアの知識～	2020年12月1日(火)～2021年1月30日(土)	eラーニングシステム使用	

英語での学会発表 抄録・ポスター・スライド作成はじめて講座	2020年12月1日(火)～2021年1月30日(土)	eラーニングシステム使用	
専門作業療法士(認知症)取得研修 基礎Ⅰ	2021年1月10日(日)～2021年3月10日(水)	eラーニングシステム使用	
専門作業療法士(高次脳機能障害) 取得研修 基礎Ⅳ	2021年1月10日(日)～2021年3月10日(水)	eラーニングシステム使用	
がん・非がんの緩和ケア ～作業療法実践に必要な緩和ケアの知識～	2021年1月10日(日)～2021年3月10日(水)	eラーニングシステム使用	
英語での学会発表 抄録・ポスター・スライド作成はじめて講座	2021年1月10日(日)～2021年3月10日(水)	eラーニングシステム使用	
専門作業療法士(認知症)取得研修 基礎Ⅰ	2021年2月1日(月)～2021年3月31日(水)	eラーニングシステム使用	
専門作業療法士(高次脳機能障害) 取得研修 基礎Ⅳ	2021年2月1日(月)～2021年3月31日(水)	eラーニングシステム使用	
がん・非がんの緩和ケア ～作業療法実践に必要な緩和ケアの知識～	2021年2月1日(月)～2021年3月31日(水)	eラーニングシステム使用	
英語での学会発表 抄録・ポスター・スライド作成はじめて講座	2021年2月1日(月)～2021年3月31日(水)	eラーニングシステム使用	
専門作業療法士(認知症)取得研修 基礎Ⅰ	2021年3月1日(月)～2021年4月30日(金)	eラーニングシステム使用	
専門作業療法士(高次脳機能障害) 取得研修 基礎Ⅳ	2021年3月1日(月)～2021年4月30日(金)	eラーニングシステム使用	
がん・非がんの緩和ケア ～作業療法実践に必要な緩和ケアの知識～	2021年3月1日(月)～2021年4月30日(金)	eラーニングシステム使用	
英語での学会発表 抄録・ポスター・スライド作成はじめて講座	2021年3月1日(月)～2021年4月30日(金)	eラーニングシステム使用	

## 生涯教育講座案内【都道府県作業療法士会】

現職者選択研修						
講座名	日程	主催県士会	会場	参加費	定員	詳細・問合せ先
精神障害	2021年1月31日	群馬県	Web開催	4,000円	40名	研修会案内を群馬県作業療法士会ホームページに掲載いたしますので、詳細はそちらをご参照ください。
発達障害	2021年1月31日、 2月7日	鹿児島県	Web開催	4,000円	30名	Web研修会での開催となります。詳細に関しては鹿児島県作業療法士会ホームページの案内に掲載いたします。なお、今回の研修会は県内会員を優先としており、お断りする場合がございます。
発達障害	2021年2月7日、 2月14日	奈良県	Web開催	4,000円	50名	本研修会は、近畿2府4県の士会員のみの対象となります。詳細は、奈良県作業療法士会ホームページをご参照ください。
精神障害	2021年2月11日	三重県	Web開催	4,000円	50名	研修会案内を三重県作業療法士会ホームページに掲載いたしますので、詳細はそちらをご参照ください。
身体障害	2021年2月13日	愛知県	Web開催	4,000円	50名	Web研修会での開催となります。詳細に関しては愛知県作業療法士会ホームページに案内に掲載いたします。
老年期障害	2021年2月28日	千葉県	Web開催	4,000円	未定	後日、詳細につきましては千葉県作業療法士会ホームページへ掲載しますのでご参照ください。

■ 詳細は、日本作業療法士協会のホームページをご覧ください。

■ 協会主催研修会の問い合わせ先 電話：03-5826-7871 FAX：03-5826-7872 E-mail：ot-kenshu@jaot.or.jp

## 作業療法士議員 5 名による初めてのオンライン研修会開催

日本作業療法士連盟会長 杉原 素子



2020年11月28日(土)15:00~16:30、日本作業療法士連盟創立以来、初めてのオンラインによる研修会を行いました。今年度の事業計画では、対面による研修会の開催を計画していましたが、ご承知のようにコロナ禍の状況のなかで、やむなくオンラインで行うことに致しました。初めての試みですので、事務局職員は実施に当たってとても緊張したそうです。作業療法士である議員は現在、全国に7人おられますが、今回の研修会には、以下の5人の方々が参加してくださいました。堀越啓仁氏(衆議院議員)、中村よしお氏(福岡県北九州市議会議員)、大田ゆうすけ氏(広島県福山市議会議員)、牛尾容子氏(広島県東広島市議会議員)、浦野さとみ氏(東京都中野区議会議員)。また、ご都合がつかず、参加できなかった議員の方々は、内野なおき氏(東京都武蔵村山市議会議員)、河合英紀氏(大阪府南河内郡河南町議員)でした。

研修会では、私たちの仲間である5人の作業療法士たちが、政治家として国、政令指定都市、区市町村の議員として活躍されている状況を、15分間ずつお話していただきました。

内容は、①議員になられた目的、②議員活動において作業療法に関わる活動をされたか、それはどのようなことか、③議員としての醍醐味はどのようなことか、④今後の展望、でした。日本作業療法士連盟は、当初国政へ作業療法士の代表を送り込むという認識を強く抱いていましたが、国会議員の方はもちろんですが、地方議員の作業療法士の方々の活動の状況を実際に学ぶことができました。議員の方々が、各々の地域で住民の生活を守り、また地域の発展に向け、積極的な働きや役割を担っておられる情報はとても新鮮で、嬉しい気持ちになりました。

残念ながら、この研修会に参加し、このプログラムを視聴していた連盟会員の人数は極めて少ない状況でした。また、議員の方々が、「作業療法士から選挙活動に対する協力は、ほぼ得られなかった」との話をお聴きし、とても残念に思いました。高齢者や障害のある人たちの地域生活を支援する作業療法士たちですので、地元の作業療法士たちの議員活動に積極的な応援・協力を期待したいです。

「医療福祉eチャンネル」新番組紹介 <http://www.ch774.com>

受験対策のスペシャリスト



ポイント凝縮!

## 介護福祉士国試集中講座

介護福祉士国家試験受験者の正答率が低い分野を中心に、要点を凝縮して解説します。試験勉強の仕上げ段階や合格を確実なものにするためのステップアップに最適な内容です。(2018年改正版)

動画配信 料金:4000円(税込)/約140分

DVD 料金:4500円(税・送料込)/約140分

医療・福祉の動画配信サイト

医療福祉 eチャンネル

☎ 0120-870-774 (前9:00~後5:00/土・日・祝を除く)

E-mail: [info@iryofukushi.com](mailto:info@iryofukushi.com) URL: <http://www.ch774.com>



# 作業療法士募集

**有資格・新卒**

募集人員:若干名

待遇:昇給年1回 賞与年2回(約4カ月)  
有給休暇(初年度10日、最高40日)

給与:258,360円～ 経験年数考慮

勤務時間:月～土 8:30～17:00

休暇:4週8休(日曜・祝日)

年間休日数111日

夏季・年末年始休暇あり

施設概要:156床

運動器Ⅰ、脳血管Ⅰ、呼吸器Ⅰ、廃用Ⅰ

応募方法:まずは電話にてお問合せください。

見学は随時受け付けております。

(担当:リハビリ安田)

交通:東武アーバンパークライン「初石駅」  
徒歩7分

医療法人社団曙会 **流山中央病院**

〒270-0114 千葉県流山市東初石2-132-2

TEL:04-7154-5741

# 作業療法士募集

**有資格・新卒**

募集人員:15名

雇用形態:正職員・パート

施設概要:釧路孝仁会記念病院(急性期)、星が浦病院(回復期)  
及び生活期施設

給与:基本給221,100円～(大卒)、208,700円～(専門卒)  
※経験年数考慮

各種手当:資格手当(10,000円)/住宅手当(上限27,000円)/  
家族手当(配偶者16,000円・子4,500円)/通勤手当(上  
限26,000円)/暖房手当(161,288円:前年度平均)

待遇:賞与:年2回(約4.2か月分)/昇給年1回/有給休暇  
(初年度10日)

福利厚生:各種保険(健康・厚生・労災)/退職金制度あり

託児所:0歳児より24時間託児所完備(20,000円/月)/臨時  
預かり可(3,000円/日)

勤務時間:8時30分～17時30分 パート:要相談

休日休暇:4週8休 夏季:年末年始休暇あり

慶弔休暇・産前産後休暇・育児休暇・介護休暇あり

応募方法:履歴書・各種資格免許証の写し(有資格者)・健康診断  
書を送付

※新卒は成績証明書、卒業見込み証明書も送付。

詳細は法人HPも御覧下さい。

社会医療法人 **孝仁会** 法人本部 人事部

〒085-0062 北海道釧路市愛国191番5718

TEL:0154-65-1275 FAX:0154-65-1285

[E-mail] jinji@kojinkai.or.jp

担当者 社会医療法人孝仁会 人事部

ウェブサイト <http://kojinkai.or.jp/index.html>

※オンライン就職説明会を実施しています。

申し込みお問い合わせは、リハビリ担当本山宛にメールにて申し込みください  
【E-mail】hoshi-reha@kojinkai.or.jp 件名に「オンライン講習会申し込み」と明記

# 作業療法士募集

北河内地域の中核病院である「社会医療法人山弘会 上山病院」で  
作業療法士を募集しています!当院は一般病床114床、回復期リ  
ハ病床44床、地域包括ケア病床31床の189床を持ち、急性期か  
ら回復期までトータルにサポートしています!特に脳神経外科と整  
形外科においては強みを持っており、最先端の医療を学ぶことがで  
きます。

病院での勤務経験がない方でも丁寧に指導いたします!未経験で入職  
し、活躍している先輩職員もいますので仕事の相談もしやすいですよ!

○募集人員:常勤2名

○給与:基本給220,000円※経験年数による加算あり  
資格手当30,000円  
住宅手当(扶養世帯主20,000円、単身生計者  
15,000円、世帯主と同居5,000円)  
職務手当5,000円

○待遇:賞与(年2回)昇給(年1回) 通勤手当 毎月上  
限50,000円まで

○勤務時間:8:45～17:00

○休暇:年間108日(シフト制) 夏季休暇3日間 特別  
休暇(結婚、忌引等)

○応募方法:面接希望の際は総務課 橋本まで電話(平日9:00～  
17:00)、または当院ホームページのリハビリ採  
用情報にある面接フォームにてご連絡下さい。  
施設見学の際はリハビリテーション科 塚原まで電  
話(平日9:00～17:00)にてご連絡下さい。

詳しくは当院ホームページをご覧ください。

社会医療法人山弘会 **上山病院**

〒572-0848 大阪府寝屋川市秦町15番3号

TEL:072-825-2345 FAX:072-825-3988

# 作業療法士募集

愛知県一宮に拠点を構える訪問看護ステーションであり、PT・OT・  
ST・Nsが総勢で40名程度在籍しています。対象エリアは一宮市全域  
はもちろん、隣接市町村も対象としており、「住み慣れた家でいつま  
でも暮らしたいという思いに応える為に、地域に根差した医療介護サー  
ビスを」掲げております。医療チームが充実しており、そんな一員  
になってみませんか?研修や教育体制も実績があるために整ってい  
ます。ホームページからの応募特典あるためぜひご覧ください。  
ホームページ: <https://ultras.co.jp/>

○募集人員:事業拡大、需要拡大につき常勤・非常勤ともに複  
数名募集中

○応募資格:作業療法士資格者(経験・年齢・経歴問いません)、  
普通自動車免許保有者

○給与:月給23万7000円～29万4000円(詳細・内訳  
はホームページに記載あり)

○勤務時間:8時30分～17時30分

○休日:完全週休2日制、年末年始休みあり、日曜日は固  
定休み、祝日営業

○待遇:社会保険完備、昇給・賞与あり、交通費支給、制  
服貸与あり、健康診断・インフルエンザ補助あり、  
マイカー通勤OK、職員駐車場完備、研修費用補  
助あり。

○応募方法:ホームページから応募フォーム入力、もしくは  
電話連絡の上、担当者(奥村・伊藤)まで



株式会社ウルTRAS

緑の家

訪問リハビリ看護 緑の家

住所:〒491-0862 愛知県一宮市緑4-10-25

TEL:0586-76-5433 担当 奥村もしくは伊藤



令和になって2回目の新年。しかしながら、その有様は一年前には想像もできない状況となっています。コロナ禍のなかであまりにも多くのことが変わってしまい、新しい生活様式を求められる日々です。社会の大きな変化についていけない人々の戸惑いを感じながら、臨床に立ち向かう。ふと目に留まるすっかり白くなった富士の頂に、慌ただしい歩みを少し止めます。悠久の時のなかで、ずっと変わらないその景色を眺め、変わり続ける生活のなかで変わらないものへの安心を感じます。今年一年、地に足をつけて変化に振り回されるだけでない、協会の姿、作業療法の今をお伝えしていきたいと思います。本年もよろしくお願い致します。

(磯野)

本誌に関するご意見、お問い合わせがございましたら下記までご連絡ください。

E-mail [kikanshi@jaot.or.jp](mailto:kikanshi@jaot.or.jp)

#### ■ 2019年度の確定組織率

63.7% (会員数 60,024 名 / 有資格者数 94,240 名<sup>\*</sup>)

<sup>\*</sup> 2020年度は会員数がまだ確定していないため組織率の算定ができません。当協会の最新の組織率としては、理事会の承認を得て確定した2019年度の会員数に基づくこの数値をご利用ください。

#### ■ 2020年12月1日現在の作業療法士

有資格者数 99,788 名<sup>\*</sup>

会員数 63,221 名

社員数 249 名

認定作業療法士数 1,146 名

専門作業療法士数 (延べ人数) 114 名

#### ■ 2020年度の養成校数等

養成校数 201 校 (210 課程)

入学定員 7,950 名

<sup>\*</sup> 有資格者数の数値は、過去の国家試験合格者数を単純に累計した数に、本会が把握し得た限りでの外国で取得した免許から日本国免許へ切り換えた者に加え、死亡退会者数 (245 名) を除いた数として示していますが、免許証の未登録、取り消し、本会が把握し得ない死亡その他の理由による消除の結果生じた減数分は算入されていません。

#### 日本作業療法士協会誌 (毎月1回発行)

第106号 2021年1月15日発行

□ 広報部 機関誌編集委員会

委員長: 香山 明美

委員: 関本 充史、岡本 宏二、磯野 弘司、野崎 智仁、岡村 忠弘、米井 浩太郎、浅倉 恵子、山口 理貴

編集スタッフ: 宮井 恵次、遠藤 千冬、大胡 陽子、谷津 光宏

表紙デザイン: 渡辺美知子デザイン室 / 制作・印刷: 株式会社サンワ

発行所 〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル

一般社団法人 日本作業療法士協会 (TEL.03-5826-7871 FAX.03-5826-7872)

■ 協会ホームページアドレス <https://www.jaot.or.jp/>

□ 求人広告: 1/4 頁 1 万 3 千円 (賛助会員は割引あり)



例えば：お箸を使うこと。

それでもし：あなたの利き手が不自由だったら…。

うまくできたり、できなかつたり。

うれしかったり、がっかりしたり。

お箸を使うという「作業」一つとってみても、

それは、こころとからだの複雑な関係を

とおして実現されています。

作業療法は、その人が生き活きた生活を

送れるよう、仕事、遊び、日常的な

生活行為などさまざまな「作業」をとおして、

こころとからだを元気にする

リハビリテーション。

そんなリハビリテーションの

国家資格をもつ専門家が、「作業療法士」です。

その人その人の人生に寄り添い、

障害と折り合いをつけながら創る、

より良い今とこれからの生活。

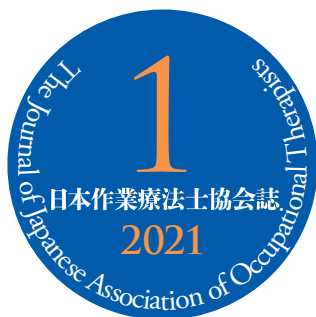
作業療法士は、その豊かな生活づくりを

お手伝いします。

ひとは作業をすることで  
元気になれる

 一般社団法人  
日本作業療法士協会  
Japanese Association of Occupational Therapists

[www.jaot.or.jp](http://www.jaot.or.jp)



**JAPAN** 一般社団法人  
**日本作業療法士協会**

2021年1月15日発行 第106号